

参考資料

- 1 事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針
- 2 事業者団体等の活動に係る独占禁止法に関する相談事例
- 3 事業者団体に対する法的措置等一覧
 - 3-1 事業者団体に対する法的措置一覧
 - 3-2 事業者団体に対する警告一覧
 - 3-3 事業者団体に対する要請等一覧
- 4 アンケート調査票

事業者団体の活動に関する 独占禁止法上の指針

平成 7 年 10 月 30 日
 改正 平成 18 年 1 月 4 日
 平成 21 年 9 月 1 日
 平成 22 年 1 月 1 日

公正取引委員会

目次

はじめに

1 本指針の趣旨	1
2 本指針の構成等	1
第1 事業者団体の活動に関する独占禁止法の規定の概要	4
1 独占禁止法の基本理念と事業者団体	4
2 事業者団体とは	4
3 禁止されている行為	5
4 排除措置	6
5 課徴金	6
6 刑罰	7
7 事業者団体に対する独占禁止法の適用除外制度	8
第2 事業者団体の実際の活動と独占禁止法	9
1 価格制限行為	12
2 数量制限行為	18
3 顧客、販路等の制限行為	20
4 設備又は技術の制限行為	22
5 参入制限行為等	23
6 不公正な取引方法	26
7 種類、品質、規格等に関する行為	33
8 営業の種類、内容、方法等に関する行為	37
9 情報活動	40
10 経営指導	44
11 共同事業	46
12 公的規制、行政等に関連する行為	49

はじめに

1 本指針の趣旨

(1) 独占禁止法の目的

独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号））は、事業者が、私的独占、不当な取引制限、不公平な取引方法等の行為を行うことを禁止するとともに、事業者の結合体である事業者団体が競争制限的又は競争阻害的な行為を行うことを禁止し、こうした行為が行われた場合にはこれを排除することにより、公正かつ自由な競争を促進することを目的としている。

(2) 本指針の趣旨

本指針は、事業者団体のどのような活動が独占禁止法上問題となるかについて、具体的な活動の例を挙げながら明らかにすることによって、事業者団体による独占禁止法違反行為の防止を図るとともに、その適正な活動に役立てようとするものである。

2 本指針の構成等

(1) 本指針の構成

本指針中、第1では、事業者団体のどのような行為が独占禁止法で禁止されるか、また、違反行為に対してはどのような措置等が採られることとなるか、あるいは事業者団体の適用除外制度等、事業者団体に係る独占禁止法の規定がどのようなものであるかを示している。

第2では、これまでの公正取引委員会の法運用の経緯に基づき、事業者団体の実際の活動に即して、主要な活動類型ごとに、独占禁止法の定めるところとの関係について、参考例を挙げながら考え方を示している。

この第2の3考例において、

① 「原則として違反する」ものとして挙げられている行為は、これまでの審決における違反行為の内容を整理したところに基づき、行為の内容から見て、それ自体が競争制限的又は競争阻害的な行為と評価されるものであり、その記述に該当する行為が行われた場合には、独占禁止法の関係規定に原則として違反すると考えられるものである。

② 「違反となるおそれがある」ものとして挙げられている行為は、行為の内容、態様等から見て、それ自体で直ちに違反とまでは評価されないが独占禁止法上問題となり得るものである。その記述に該当する行為については、当該事業者団体の市場での位置付け、行為が行われた状況等のいかんによっては違反となるおそれがあり、又は違反行為に伴って行われるおそれがあり、若しくは違反行為につ

ながるおそれがあると考えられるものである。

③ 「原則として違反とならない」ものとして挙げられている行為は、それ自体では原則として違反とならないと考えられるものである。

(2) 本指針の記述の性格

本指針は、事業者団体の実際の活動と独占禁止法との関係について、できるだけ分かりやすく示そうとしたものであって、本指針中で挙げている参考例はあくまでも類型化された例示である。さらに、参考例等に付された〈具体例〉及び〈違反とされた具体例〉は、各参考例等の記述についての具体的な理解を助けるために、これまでの審決における違反行為を例示として挙げたものであり、また、参考例等に付された〈例〉は、同じく各参考例等の記述についての具体的な理解を助けるために、仮定の行為を例示として挙げたものである。本指針中に示されていないものを含め、事業者団体の具体的な行為が違反となるかどうかについては、独占禁止法の規定に照らして、個々の事案ごとに判断されるものであるというまでもない。

(3) 本指針の表記上の注意点

① 本指針中で、例えば、「法第8条第1号」と記述している箇所については、独占禁止法第8条第1号を表している。

② 本指針の第2において、参考例の記述では、いずれも事業者団体が主体である行為を挙げているが、記述の簡略化のため、「事業者団体が」という主体を示す記述を省略している。

③ 同じく第2において、参考例、〈具体例〉、〈違反とされた具体例〉及び〈例〉の記述中では、記述の簡略化のため、「事業者団体」を単に「団体」と表記している。

④ 同じく第2において、参考例等の末尾に「（§8-1、§8-4）」等と記述している箇所（7、8、11、12）については、その記述に関して主に念頭に置いている独占禁止法の規定を、略記号を用いて記したものである。（例えば、§8-1とあるのは、法第8条第1号を略したものである。）

⑤ 同じく第2において、「需要者」という用語を用いている箇所（7、8、9）については、商品又は役務を供給する側に立った事業者団体の活動を念頭に置いて記述しているが、商品又は役務の供給を受ける側に立った事業者団体の活動に關しても、該当箇所の記述中の「需要者」を「供給者」と読み替えた上で、同様の考え方が当てはまる。

⑥ 同じく第2において、「中小企業者の団体」が行う行為を記述している箇所（10）については、主として中小企業者を構成員とする事業者団体が、構成員である中小企業者を対象として行う活動を、念頭に置いている。

第1 事業者団体の活動に関する独占禁止法の規定の概要

1 独占禁止法の基本理念と事業者団体

独占禁止法の基本理念は、公正かつ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇用及び国民実所得の水準を高め、もって一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することにある(法第1条)。このために、事業者団体による競争の実質的な制限、事業者の数の制限、構成事業者(事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ。)の機能又は活動の不当な制限、事業者に不公正な取引方法を用いさせるようにする行為等を禁止している(法第8条)。

2 事業者団体とは

「事業者団体」とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする2以上の事業者の結合体又はその結合体をいい、次に掲げる形態のものを含む(法第2条第2項)。

① 2以上の事業者が社員(社員に準ずるものを含む。)である社団法人その他の社団

② 2以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務の執行又はその存立を支配している財団法人その他の財団

③ 2以上の事業者を組合員とする組合又は契約による2以上の事業者の結合体

具体的には、〇〇工業会、〇〇協会、〇〇協議会、〇〇組合といった団体や〇〇連合会といったこれら団体の結合体が事業者団体に当たる。

ここで「事業者としての共通の利益」とは、構成事業者の経済活動上の利益に直接又は間接に寄与するものをいい、事業者個々の具体的利益であるか、業界一般の利益であるかは問わない。この点から、2以上の事業者の結合体であっても、事業者としての共通の利益を増進を目的に含まない学術団体、社会事業団体、宗教団体等は事業者団体に当たらない。

「主たる目的」とは、いくつかの目的のうち主要なものをいい、定款、規約等で定められている目的にとらわれず、その活動内容等から実質的に判断される。

「2以上の事業者の結合体」という場合の「事業者」には、事業主体のみならず、その利益のために活動する役員、従業員、代理人等も含まれる(法第2条第1項)。したがって、例えば、各会社の役員あるいは部長をメンバーとする継続的な集まりも、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とするものであれば事業者団体に当たる。

一定の資格を有する者又は自由業に属する者については、それらの者が業として経済活動を行う場合には「事業者」に該当し、その結合体は事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とするものであれば事業者団体に当たる。

なお、2以上の事業者の結合体又はその連合体であっても、資本又は構成事業者の出資を有し、営利を目的として事業を営むことを主たる目的とし、かつ、現にその事業を営んでいるものは、それ自体事業者であつて、事業者団体に当たらないものとされている(法第2条第2項ただし書)。他方、これに該当せず、事業者団体であつて、事業者としての性格を併せ持つときに、自ら主体となつて事業を行う場合には、当該事業に係る行為に対しては、独占禁止法の事業者に関する規定が適用される。

3 禁止されている行為

法第8条は、事業者団体の次の行為を禁止している。

(1) 「一定の取引分野における競争を実質的に制限すること」(第1号)

事業者団体が、構成事業者が供給し、又は供給を受ける商品又は役務に関し価格の決定、維持若しくは引上げ又は数量の制限を行い、また、構成事業者に係る顧客・販路、供給のための設備等について制限し、あるいは新規事業者の参入制限等を行い、これにより一定の取引分野(市場)における競争を実質的に制限することが、本号に該当する。

(2) 「第6条に規定する国際的協定又は国際的契約をすること」(第2号)

事業者団体が、外国の事業者又は事業者団体と不当な取引制限又は不正な取引方法に該当する事項と内容とする国際的協定(契約)を締結することで、具体的には、国際的な価格協定や市場分割協定等を締結することが、本号に該当する。

(3) 「一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること」(第3号)

事業者団体が、一定の事業分野に新たに事業者が参入することを阻止し、又は既存の事業者を排除することによって当該事業分野における事業者の数を制限することが、本号に該当する。

(4) 「構成事業者の機能又は活動を不当に制限すること」(第4号)

事業者団体が、構成事業者の事業活動に関して制限を加え、公正かつ自由な競争を阻害することが、一般的に本号に該当する。

(5) 「事業者に不正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること」(第5号)

事業者団体が、事業者(構成事業者以外の事業者も含まれる。)に、取引拒絶、差別取扱、排他条件付取引、拘束条件付取引、競争者に対する取引妨害等の不正な取引方法に該当する行為をさせるように強制し、又は働きかけることが、本号に該当する。

具体的には、非構成事業者と取引しないようにその取引先に圧力を加える行為や安売業者に対し出荷停止等の不利益措置を講じるようその取引先に圧力を加える行為などが挙げられる。

(注) 「不正な取引方法」とは、法第2条第9項第1号から第5号までの各号の一に該当する行為のほか、同項第6号イからヘまでのいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるものうち、公正取引委員会が指定するものである。

法第2条第9項第6号に基づき指定された不正な取引方法には、すべての業種に適用されるものと特定業種にのみ適用されるものがある。前者は、「不正な取引方法」(昭和57年公正取引委員会告示第15号。以下「一般指定」という。)で指定されている。後者は、特殊指定と呼ばれ、現在、大規模小売業等3業種を対象にして指定されている。

4 排除措置

(1) 法第8条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、事業者団体に対し、当該行為の差止、当該団体の解散その他当該行為の排除に必要な措置を命ずることができる(法第8条の2第1項)。

(2) 公正取引委員会は、事業者団体による法第8条の規定に違反する行為が既になくなっていない場合においても、特に必要があると認めるときは、事業者団体に対し、当該行為が既になくなっていない旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる(法第8条の2第2項)。

(3) 公正取引委員会は、事業者団体に対し、(1)又は(2)に規定する措置を命ずる場合において、特に必要があると認めるときは、当該団体の役員若しくは管理人又はその構成事業者に対しても、所要の措置を命ずることができる(法第8条の2第3項)。

5 課徴金

事業者団体が、法第8条第1号(一定の取引分野における競争を実質的に制限すること)又は第2号(同号中、不当な取引制限に該当する事項と内容とする国際的協定又は国際的契約をする場合に限る。)の規定に違反する行為で、商品若しくは役務の対価に係るもの又は実質的に商品若しくは役務の供給量、購入量等を制限することによりその対価に影響することとなるものをしたときは、公正取引委員会は、事業者団体の構成事業者に対し、課徴金の納付を命じなければならない。

課徴金の額は、原則として、次の基準により算出された額となる。ただし、算出された額が100万円未満であるときは、納付を命ずることではない(法第8条の3)。

$$\text{課徴金の額} = \left(\begin{array}{l} \text{実行期間中の違反行為対象商品又は役務の売上高} \\ \times \\ \left(\begin{array}{l} \text{小売業・卸売業以外} \\ \text{小売業} \\ \text{卸売業} \end{array} \right) \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{大企業} \\ \text{中小企業} \end{array} \right)$$

大企業	10%	4%
中小企業	3%	1.2%
	2%	1%

(注) 売上額の算定方法 $\left[\begin{array}{l} \text{私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令} \\ \text{(昭和52年政令第317号) 第5条, 第6条} \end{array} \right]$

- ① 売上額は、原則として、実行期間中に引き渡した商品又は提供した役務の対価の額の合計額とする。
- ② 実行期間中の契約額が引渡額と著しく異なる事情があると認められるときは、売上額は、実行期間中に締結した契約により定められた対価の額の合計額とする。

なお、課徴金の額の計算の基礎となる実行期間については、当該違反行為の実行した日の事業活動がなくなる日からさかのぼって3年間を限度としている。また、原則として、実行期間の終了の日から5年を経過したときは、当該違反行為に係る課徴金の納付を命ずることはできないこととされている。

6 刑罰

- (1) 法第8条の規定に違反する行為のうち、第1号、第2号、第3号及び第4号の規定に違反する行為については、それぞれ罰則が規定されている。
 - ア 法第8条第1号違反の罪は、その法定刑が、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金である(法第89条第1項第2号)。事業者団体の代表者、従業員等が、その業務等に関して法第89条の違反行為をしたときは、それらの行為者が前記法定刑により罰せられるほか、当該事業者団体に対しても、5億円以下の罰金刑が科される(法第95条第1項第1号及び第2項第1号)。
 - イ 法第8条第2号、第3号及び第4号違反の罪は、その法定刑が、2年以下の懲役又は300万円以下の罰金である(法第90条第1号及び第2号)。事業者団体の代表者、従業員等が、その業務等に関して法第90条の違反行為をしたときは、それらの行為者が前記法定刑により罰せられるほか、当該事業者団体に対しても、300万円以下の罰金刑が科される(法第95条第1項第3号及び第2項第3号)。

ウ 法第89条第1項第2号(上記ア)又は第90条(上記イ)の違反があった場合に、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかった事業者団体の役員、管理人又はそ

の構成事業者に対しても、500万円以下の罰金刑(法第89条第1項第2号の違反)又は300万円以下の罰金刑(法第90条の違反)が、それぞれ科される(法第95条の3)。

- (2) 上記(1)の罪については、公正取引委員会の告発(注)を待って、これを論ずる(法第96条)。

(注) 公正取引委員会は、①一定の取引分野における競争を実質的に制限する価格カルテル、供給量制限カルテル、市場分割協定、入札談合、共同ボイコットその他の違反行為であって国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案、②違反を反復して行っている事業者・業界、排除措置に従わない事業者等に係る違反行為のうち、公正取引委員会の行う行政処分によつては独占禁止法の目的が達成できないと考えられる事案について、積極的に刑事処罰を求めて告発を行う方針を明らかにしている(「独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯罪事件の調査に関する公正取引委員会の方針」平成17年10月7日)。

7 事業者団体に対する独占禁止法の適用除外制度

独占禁止法においては、上記3のように事業者団体の競争制限的又は競争阻害的な行為が禁止されているが、一定の場合に独占禁止法の適用を除外する制度が設けられている。

小規模の事業者の相互扶助を目的として法律の規定に基づいて設立された協同組合等が、法第22条各号の要件を備えている場合に、一定の範囲で行う共同経済事業については、原則として、独占禁止法の適用が除外される。これは、単独では大規模の事業者に対抗できない小規模の事業者が、その相互扶助を目的として団結することによって、経済上の有効な競争単位になり得ることが期待されるためである。ただし、これについても、不正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合には、独占禁止法の適用が除外されない(法第22条ただし書)。さらに、協同組合等が他の協同組合等又は事業者と共同して、価格や数量の制限等を行うことは、独占禁止法の適用除外とされる。

なお、その他にも個別の法律に基づく適用除外制度がある。

第2 事業者団体の実際の活動と独占禁止法

- (1) 事業者団体の活動は、当該産業に対する社会公共的な要請への対応、消費者理解の増進等多様な目的の下に、教育・研修、情報の収集・提供、政府への要望や意見の表明等種々のものがある。広範な事業者団体の活動の中で、独占禁止法が問題とするのは、事業者間の競争を制限し、又は阻害するおそれがある活動である。

事業者団体の活動が事業者の事業活動に何らかの制限を加える場合には、独占禁止法上の問題を生じないかどうかについて検討する必要がある。

- (2) 事業者団体が、事業者の事業活動の諸要素のうち、事業者が供給し、又は供給を受ける商品又は役務の価格又は数量、取引に係る顧客・販路、供給のための設備等重要な競争手段である事項について制限することは、市場メカニズムに直接的な影響を及ぼすものである。また、事業者団体が、新たな事業者の参入を制限し、又は既存の事業者を排除する活動を行うことも、市場メカニズムに直接的な影響を及ぼすものである。

下記「1 価格制限行為」から「5 参入制限行為等」までで具体的に挙げられるような制限行為により市場における競争を実質的に制限する（注）ことは法第8条第1号の規定に違反する。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、これらの制限行為は原則として法第8条第3号、第4号又は第5号の規定に違反する。

事業者団体によるこのような制限行為が原則として違反とされるのは、その行為の具体的な形態や手段・方法のいかんを問わない。また、同じくこのような行為が原則として違反とされるのは、行為の理由のいかんを問わないのであって、妥当な価格水準にするためとか、商品又は役務の質を確保するためとか、受注の均等化を図るためといった理由によって正当化されるものではない。

（「1 価格制限行為」～「5 参入制限行為等」参照）

- (注) 「競争を実質的に制限する」とは、競争自体が減少して、特定の事業者又は事業者集団がその意思で、ある程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することによつて、市場を支配することができている状態をもたらすことをいう」（東京高等裁判所昭和28年12月7日判決）。

- (3) 事業者団体が、事業者に不正な取引方法に該当する行為をさせるようにすることは、法第8条第5号の規定に違反する。

（「6 不正な取引方法」参照）

- (4) 事業者団体が、商品又は役務の種類、品質、規格等や営業の種類、内容、方法等について制限することは、市場メカニズムに及ぼす影響が上記(2)の価格等に係る制限に比べれば直接的であるとは必ずしもいえないが、法第8条第3号、第4号又は第5号の規定に違反するかどうかの問題となる。また、このような制限行為により

市場における競争を実質的に制限し法第8条第1号の規定に違反する場合もあり得る。

事業者団体が、社会公共的な目的等に基づいて構成事業者の事業活動について自主的な基準・規約等を設定し、その利用・遵守を申し合わせるような活動（自主規制）等については、独占禁止法上の問題を特段生じないものも多い。しかしながら、自主規制等の活動の内容、態様等によっては、多様な商品又は役務や営業方法の提供等に係る競争を阻害又は制限することとなる場合もある。

（「7 種類、品質、規格等に関する行為」及び「8 営業の種類、内容、方法等に関する行為」参照）

- (5) 事業者団体の当該産業に関する諸情報を収集・提供する活動（情報活動）、構成事業者の経営上の知識等に係る相対的な不足を補うため経営上の指導を行う活動（経営指導）や構成事業者の共同による事業活動としての性格を持つ事業（共同事業）の中には、独占禁止法上の問題を特段生じないものも多い。

しかしながら、情報活動については、事業者団体が、価格等重要な競争手段の具体的な内容に関して、構成事業者との間で情報を収集・提供し、又は構成事業者間の情報交換を促進する場合には、その内容等によつて、上記(2)のような競争制限行為になつたり、又はこれらに伴うものとして独占禁止法上問題となり得る。

（「9 情報活動」参照）

経営指導についても、価格等重要な競争手段の具体的な内容によつて目安を与えるような指導を行うことは、上記(2)のような競争制限行為になつたり、又はこれらに伴うものとして独占禁止法上問題となり得る。

（「10 経営指導」参照）

また、共同事業については、特に共同販売のように価格等重要な競争手段が共同事業の中で決定されるような事業は、参加事業者の市場シェア等によつては競争制限行為に当たり独占禁止法上問題となり得る。

（「11 共同事業」参照）

- (6) 事業者に対する公的規制は種々の社会的目的等の下に設定されているが、一方で事業者間の競争に一定の制約を加える効果を伴う。公的規制分野の中で行われるべき競争について、あるいは、規制が緩和された結果回復されるべき競争について、事業者団体が制限することは、上記(2)のような競争制限行為に当たるものであり、是認されない。

また、行政との関係で、例えば公的事業の実施のための業務等が委託され、あるいは行政指導を受けたことを背景に、事業者団体による競争制限行為が行われるようなことがないよう留意を要する。

（「12 公的規制、行政等に関連する行為」参照）

- (7) なお、事業者団体についても、事業者としての性格を併せ持つときに、自ら主体となつて事業を行うに際して、他の事業者と共同して不当な取引制限に当たる行為

を行い、あるいは不公正な取引方法を用いるような場合には、それぞれ、法第3条あるいは第19条の規定に違反することとなる。

(「6 不公正な取引方法」等参照)
 また、事業者団体の場において、情報交換活動等を通じて、事業者が不当な取引制限をする場合には、それら事業者の行為が法第3条の規定に違反することとなる。

(「9 情報活動」参照)

(8) 事業者団体が、競争制限等に関する意思形成に際して、事業者団体としての「決定」を行うが、この「決定」は、事業者団体の正規の意思決定機関の議事を経た明示の決定のようなものに限られず、事業者団体の意思形成と認められるものであれば、慣行等に基づく事実上の決定も含まれる。

(注) 例えば、ある事業者団体の規程上は意思決定機関でない委員会、部会等における決定や合意が、慣行上同団体による決定として扱われているような場合には、これら決定や合意は事業者団体の決定に当たる。

(9) 以下では、上記のような観点から、「1 価格制限行為」から「12 公的規制、行政等に関連する行為」までに分けて、主要な活動類型ごとに、それぞれ事業者団体の活動と独占禁止法の定めるところとの関係について、実際の活動例に即して、その考え方を示す。

1 価格制限行為

事業者団体が、次のような価格に関する行為を行い、これにより市場における競争を実質的に制限することは、法第8条第1号の規定に違反する。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、次のような行為は、原則として法第8条第4号又は第5号の規定に違反する。

1-1	(価格等の決定)	○ 構成事業者が供給し、若しくは供給を受ける商品若しくは役務の価格を決定し、又はその維持若しくは引上げを決定すること。
1-2	(再販売価格の制限)	○ 事業者が供給する商品について、事業者が再販売価格の拘束(法第2条第9項第4号)に当たる行為をさせるようにし、構成事業者が再販売価格の維持を励行させ、再販売価格を決定し、その他再販売価格に関する制限を行うこと。 (具体例) X 手編・手芸糸卸売業者団体事件(昭和44年(勸)第4号)では、構成事業者に、小売店に対して最低販売価格を厳守するよう伝えさせるとともに、廉売した小売店に取引中止をほめがめがせず等させたことが、一般指定の8(現行法第2条第9項第4号)に該当する行為をさせるようにしているものとして、法第8条第1項第5号(現行法第8条第5号)違反とされた。 Y レコード等製造業者団体事件(昭和55年(勸)第4号)では、構成事業者に、割引販売を取りやめない小売業者に対して出荷を停止させる等によりレコード等の再販売価格の維持を励行させたこと等が、法第8条第1項第4号(現行法第8条第4号)違反とされた。 Z 牛乳製造業者団体事件(昭和57年(勸)第2号)では、構成事業者の取引先である量販店の牛乳の最低小売価格を定め、構成事業者が量販店に対しこれを遵守するよう要請すること等を決定したことが、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。

(1) 価格制限行為の具体的な形態や手段・方法

価格等の決定(1-1)又は再販売価格の制限(1-2)(以下この章において「価格制限行為」という。)の行為の具体的な形態や手段・方法は多様であり、例えば次のようなものがあるが、価格制限行為が原則として違反とされるのは、その行為の

具体的な形態や手段・方法のいかんを問わない。

<p>1-1(1)-1 (最低販売価格 の決定)</p>	<p>○ 最低販売価格を決定すること。 (具体例) X 液化石油ガス用メーター製造業者等団体事件 (平成4年(勸)第24号) では、構成事業者の家庭用マイコンメーターの販売価格の維持対策として最低販売価格を決定したが、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。 Y 浄化槽用プロロ製造業者等団体事件 (平成2年(勸)第17号) では、構成事業者の小型浄化槽用プロロの最低販売価格を決定したが、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。</p>	<p>1-1(1)-4 (共通の価格算 定方式の設定)</p>	<p>○ 具体的な数値、係数等を用いて構成事業者に価格に関する共通の具体的な目安を与える価格算定方式を設定すること。 (具体例) X 食肉処理業者等団体事件 (平成4年(勸)第14号) では、構成事業者の肉豚の購入価格の取決めの際に用いる豚枝肉の建値として、甲、乙及び丙市場の豚枝肉の卸売価格を、それぞれ、50パーセント、30パーセント、20パーセントの割合で加重平均したものとすることを決定したが、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。</p>
<p>1-1(1)-2 (値上げ率等の 決定)</p>	<p>○ 値上げ率や値上げ幅を決定すること。 (具体例) X 学校アルバム製造業者団体事件 (平成3年(勸)第10号) では、構成事業者の平成2年度の学校アルバム価格を前年度価格から15パーセント引き上げることと決定したが、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。 Y 路面標示用塗料製造業者等団体事件 (平成4年(勸)第32号) では、構成事業者の溶融式塗料の販売価格をキログラム当たり16円を用途に引き上げることと決定したが、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。</p>	<p>1-1(1)-5 (需要者渡し価 格等の決定)</p>	<p>○ 構成事業者が商品を販売業者に供給する際の価格の設定の基準となる当該商品の需要者渡し価格、小売価格等を決定すること。 (具体例) X 中性無水芒硝生産業者等団体事件 (昭和60年(勸)第3号) では、構成事業者が販売業者を通じて需要者に中性無水芒硝を供給する場合には、需要者渡し価格から販売業者の販売口銭相当額を差し引いたものを自らの販売価格としている状況で、構成事業者の中性無水芒硝の需要者渡し価格の引上げを決定したが、構成事業者が中性無水芒硝の販売価格を引き上げさせているものとして、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。</p>
<p>1-1(1)-3 (標準価格等の 決定)</p>	<p>○ 標準価格、目標価格等価格設定の基準となるものを決定すること。 (具体例) X プロパンガス販売業者団体事件 (昭和52年(勸)第14号) では、構成事業者全員に出席を求めて開催した「説明会」において、3種類の類似した標準料金表を配布し、これら料金表のいづれかに準じてプロパンガスの小売価格の引上げを図るよう説明し、出席者の了解を得たことが、価格引上げの決定に当たるとして、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。</p>	<p>1-1(1)-6 (団体による価 格交渉等)</p>	<p>○ 構成事業者とその取引の相手方との価格に関する交渉を、団体で行い、又は構成事業者に共同して行わせること。 (具体例) Y 写真機製造業者等団体事件 (昭和36年(勸)第1号) では、写真機業界においては、構成事業者の写真機の販売価格が小売定価に一定の比率を乗じて決められるとの慣行が認められる状況で、写真機の小売定価を決定したが、構成事業者の写真機の販売価格を決定したものととして、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。</p>

(2) 価格制限行為とその実施を確保するための行為

価格制限行為は、その実施を確保するための次のような行為を伴う場合があり、そのような場合には、価格制限行為とこのような行為とが一体として原則として違反となるが、価格制限行為は、このような行為を特に伴わないでも、原則として違反となる(注1)(注2)。

(注1) 以下で記す数量制限行為、顧客、販路等の制限行為、設備又は技術の制限行為、参入制限行為等の競争制限行為の実施を確保するために、例えば、1—(2)—1や1—(2)—3に類似するような行為が行われることがあり得るが、その場合にも、ここで記した考え方が当てはまる。

(注2) なお、価格制限行為の実施を確保するための行為は、それ自体独立で違反となる場合があり(法第8条第4号又は第5号)、例えば、1—(2)—1に記すように、事業者団体が価格制限行為に協力しない事業者に対する取引拒絶を事業者にさせるようにすれば、その行為は、価格制限行為と切り離してそれ自体として見て、法第8条第5号の規定の違反となり得る行為である。

1—(2)—1
(価格制限行為への協力の要請、強要等)

○ 事業者に対して、価格制限行為の内容に従うよう要請、強要等を行い、又は価格制限行為に協力しない事業者に対して、取引拒絶、団体内部における差別的な取扱い、金銭の支払、団体からの除名等の不利益を課すこと。

(具体例)

Xワイヤロープ製造業者団体事件(昭和55年(働)第5号)では、ワイヤロープの規格別の販売価格を記載した「統一価格表」を作成し、構成事業者のワイヤロープの販売価格を引き上げること及び同価格表の価格の一定割合を下回る価格による取引を行ってはならないこと等を決定するとともに、その実効を確保するため、供託金制度を設け、最低販売価格の違反等に対して、取引の辞退、供託金の没収等の制裁を課する旨を決定したことが、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。

Yタクシー事業者団体事件(昭和57年(働)第16号)では、タクシー運賃等の引上げについて、構成事業者の認可申請すべき内容を決定し、これに基づいて構成事業者に認可申請をさせるとともに、当該決定に従った認可申請を行わない構成事業者に対して脱会措

置を採ったことが、法第8条第1項第4号(現行法第8条第4号)違反とされた。

○ 価格制限行為の内容の実施を確保するため、安値品の買上げを、団体として行い、又は構成事業者に行わせること。

(具体例)

X補修用タイヤ販売業者団体事件(昭和45年(働)第10号)では、構成事業者の一般夏タイヤの販売価格の引上げを決定するとともに、この決定の実効をはかるため、安値品の買上げ制度を実施したことが、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。

Y牛乳製造業者団体事件(昭和57年(働)第2号)では、構成事業者の取引先である量販店の牛乳の最低小売価格を定め、構成事業者が量販店に対しこれを遵守するよう要請すること等を決定し、この決定に基づき、構成事業者が量販店に要請するとともに、この要請にもかかわらず最低小売価格以下で牛乳を販売している量販店については、その店頭に越えて当該牛乳の買取りを行ったことが、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。

1—(2)—3
(価格制限行為の監視のための情報活動)

○ 価格制限行為の内容の実施を監視するために、取引価格、取引先等構成事業者の事業活動の内容について、情報の収集・提供を行い、又は構成事業者間の情報交換を促進すること。

(具体例)

X浄化槽用ブロー製造業者等団体事件(平成2年(働)第17号)では、構成事業者の小型浄化槽用ブローの最低販売価格を決定するとともに、その決定の実効を確保するため、構成事業者による取引先である浄化槽製造業者及び代理店の名簿を提出させ、これを各構成事業者に配布し、さらに、構成事業者に価格引上げのために持っている得意先との交渉状況等を報告させる等したことが、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。

Yアスファルト合材製造業者団体事件(昭和62年

<p>(勸) 第1号) では、構成事業者のスポット業者向けアスファルト合材の最低販売価格を決定するとともに、その決定の実効を確保するため、スポット業者からのアスファルト合材の発注物件について、当該団体に、受注を希望する構成事業者を登録させるとともに、その契約実績を報告させたことが、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。</p>	<p>(3) 価格制限行為における「価格」 価格制限行為における「価格」は、料金、手数料、金利等その名称や形態のいかんを問わず商品又は役務の対価であるものを指しており、割引し、値引等実質的な価格の構成要素となるものを含む。</p> <p>(具体例) Xほか自動車整備業者等団体事件(昭和57年(勸)第15号)では、構成事業者の自動車継続検査手続代行料金の引上げを決定したことが、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。 Y家庭用電気器具製造販売業者団体及びZ家庭用電気器具小売業者団体等連合会事件(昭和32年(勸)第5号)では、Y団体が、家庭用電気器具の小売価格維持を図るため、Z連合会と協議の上、販売業者の利幅及び製造業者が販売業者に供与する歩もどしの率の限度等を決定したことが、法第8条第1項第4号(現行法第8条第4号)違反とされた。□</p>
---	---

<p>2 数量制限行為 事業者団体が、次のような数量に関する行為を行い、これにより市場における競争を実質的に制限することは、法第8条第1号の規定に違反する。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、次のような行為は、原則として法第8条第4号の規定に違反する。</p>	<p>2-1 (数量の制限) ○ 構成事業者が供給し、又は供給を受ける商品又は役務の数量を制限すること。 (具体例) X衛生陶器製造業者団体事件(昭和48年(勸)第14号)では、構成事業者の衛生陶器の販売価格を一定額を引上げること、構成事業者は各自の月別出荷数量を前年同月の出荷数量に一定の率を乗じた数量(割当数量)に制限すること等を決定したことが、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。 Yメタノール・ホルマリン製造業者団体事件(昭和46年(勸)第36号)では、メタノールの国内向け総販売量及び構成事業者ごとの販売量を決定したことが、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。</p>
<p>数量の制限(2-1)の行為の具体的な形態や手段・方法は多様であり、例えば次のようなものがあるが、数量の制限(2-1)が原則として違反とされるのは、その行為の具体的な形態や手段・方法のいかんを問わない。</p>	<p>2-1-1 (原材料の購入制限等による数量の制限) ○ 原材料の購入量制限、設備の運転制限等により、構成事業者の商品の生産又は販売、役務の提供等に係る数量を制限すること。 (具体例) X石油精製業者等団体事件(昭和49年(勸)第7号)では、構成事業者ごとの原油処理量を決定したことが、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。</p> <p>2-1-2 (数量の限度を示唆する基準の設定による数量) ○ 個別の構成事業者の商品の生産又は販売、役務の提供等に係る数量の限度を具体的に示唆することとなるような基準を設定することにより、数量を調整すること。</p>

の調整)

(具体例)

X羊毛紡績業者団体事件(昭和49年(勸)第43号)では、梳毛糸の生産数量を調整し、市場安定を図るため、四半期ごとに当該四半期の始まる月の前々月に開催される役員会において、梳毛糸の需要量を予測し、これを基礎に生産目標量を設定し、次いで構成事業者から当該期の生産計画を提出させ、当該期の始まる前月に開催される役員会で前記生産計画を検討の上、前記生産目標量に見合ったものと判断されるときは生産計画を承認し、見合ったものと判断されないという制度化された方法により、構成事業者の生産する梳毛糸の四半期ごとの生産数量を決定したことが、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。□

3 顧客、販路等の制限行為

事業者団体が、次のような顧客、販路等に関する行為を行い、これにより市場における競争を実質的に制限することは、法第8条第1号の規定に違反する。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、次のような行為は、原則として法第8条第4号の規定に違反する。

3—1	(取引先の制限)	<p>○ 各構成事業者が他の事業者の顧客と取引しないことを決定する等により、構成事業者の取引先を制限すること。</p> <p>(具体例)</p> <p>X牛乳販売業者団体事件(昭和44年(勸)第16号)では、構成事業者は他の牛乳販売業者の販売価格を下回る価格でその得意先を獲得しないこと及びこれに違反して得意先を獲得したときは構成事業者はその得意先をもとの牛乳販売業者に返還することを決定するとともに、構成事業者の得意先を獲得した非構成事業者をして当該得意先を構成事業者に返還させたことが、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。</p> <p>Y事業廃棄物処理業者等団体事件(平成3年(勸)第19号)では、構成事業者間の顧客の争奪を抑制するため、構成事業者は、相互に、他の構成事業者が既に取引している顧客を尊重し、当該顧客に対する積極的な営業活動を行わないことを決定したが、法第8条第1項第4号(現行法第8条第4号)違反とされた。</p> <p>Zプロパンガス販売業者団体事件(昭和46年(勸)第42号)では、構成事業者間の取引先の移動を規制するため、他の構成事業者の取引先に販売した者から補償金を徴する制度を設け、構成事業者の販売の相手方を制限したことが、法第8条第1項第4号(現行法第8条第4号)違反とされた。</p> <p>U印刷用彫刻ゴム製版業者等団体事件(昭和43年(勸)第8号)では、構成事業者による販売先の登録申請を行わせ、新規販売先の登録に際し、すでに他の構成事業者が当該販売先を登録している場合は、既登録者優先を原則として当該団体においてその調整を行うこと等を決定したが、法第8条第1項第4号(現行法第8条第4号)違反とされた。</p>
-----	----------	--

4	設備又は技術の制限行為	<p>事業者団体が、次のような設備又は技術に関する行為を行い、これにより市場における競争を実質的に制限することは、法第8条第1号の規定に違反する。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、次のような行為は、原則として法第8条第4号の規定に違反する。</p> <p>4-1 (設備の新増設等の制限)</p> <p>○ 構成事業者が商品又は役務を供給し、又は供給を受けるための設備について、その新設、増設若しくは廃棄に係る内容又はその稼働量を制限すること。 (具体例) Xバス事業者団体事件(平成元年(勅)第9号)では、貸切バスの増車に係る事業計画変更の認可申請について、構成事業者の増車申請車両数の枠を決定し、これに基づいて認可申請させたことが、法第8条第1項第4号(現行法第8条第4号)違反とされた。 Yポリオレフィンフィルム製造業者団体事件(昭和50年(勅)第2号)では、法律に基づいた製造設備の運転制限及び新設禁止を内容とする調整規定の失効後の市況対策として、構成事業者は当該団体が認めた場合を除き製造設備を新たに設置しないこと及び製造設備の更新の場合には新設備の生産能力が当該団体の決定した生産能力をこえない範囲内で行うこと等を決定したことが、法第8条第1項第4号(現行法第8条第4号)違反とされた Z紙製造業者団体連合会事件(昭和48年(勅)第1号)では、構成員は当該連合会が一定期間ごとに定められた日数を用途としてコーテッド紙の塗工機を運転停止することを決定するとともにコーテッド紙の販売価格の引上げを決定したことが、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。</p>
4-2	(技術の開発又は利用の制限)	<p>○ 構成事業者が行う技術の開発又は利用を不当に制限すること。 研究開発の共同化及びその実施に伴う取決めに關する独占禁止法上の考え方については、「共同研究開発に關する独占禁止法上の指針」(平成5年4月20日公表)を参照されたい。</p>

3-2	(市場の分割)	<p>○ 構成事業者別に、事業活動を行う地域や商品又は役務の種類等の範囲を制限すること。 (例) ① 販売業者の団体が、構成事業者別にその販売地域を限定し、市場を地域によって分割すること。 ② 製造業者の団体が、構成事業者別にその製造する商品の種類を限定し、市場を商品の種類によって分割すること。</p>
3-3	(受注の配分、受注予定者の決定等)	<p>○ 構成事業者間で、受注を配分し、又は受注予定者若しくは受注予定者の選定方法を決定すること。 (具体例) X埋立工事業者団体事件(平成元年(勅)第5号)では、空港島護岸築造工事の建設工事共同企業体から受注する山砂海送工事について、構成事業者の工区別山砂投入数量を定めこれをもって受注先別受注量とすることを決定するとともに受注単価を決定したことが、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。 Y建設業者団体事件(平成6年(勅)第28号)では、甲市が指名競争入札の方法により発注する土木一式工事、建築一式工事及び舗装工事について、受注を希望する者(受注希望者)が1名のときは当該受注希望者を当該工事を受注すべき者(受注予定者)とし、受注希望者が複数ときは、受注希望者間の話し合い等により受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は、受注予定者がその定めた価格で受注することができるよう協力するという方法により、構成事業者に、受注予定者を定めさせ、受注予定者が受注できるようにさせることを決定したことが、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。</p> <p>受注の配分、受注予定者の決定等(3-3)に該当するものとしていわゆる入札談合があるが、入札に係る事業者団体の活動と独占禁止法との関係に關する考え方については、「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に關する独占禁止法上の指針」(平成6年7月5日公表)を参照されたい。</p>

5 参入制限行為等

事業者団体が、次のような参入制限等に関する行為を行い、これにより市場における競争を実質的に制限することは、法第8条第1号の規定に違反する。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、次のような行為は、原則として法第8条第3号、第4号又は第5号の規定に違反する。

<p>5-1 (参入制限等)</p>	<p>○ 例えば、下記5-1-1から5-1-3までに挙げるような行為により、新たに事業者が参入することを著しく困難とさせ、又は既存の事業者を排除すること。</p> <p>○ 構成事業者や構成事業者の取引先事業者に、特定の事業者に対する商品又は役務の供給の制限をさせるようにすること。 (具体例) X生コンクリート製造業者団体事件(昭和56年(判第2号)では、当該団体の地区内で生コンクリートの製造設備の新増設を計画している非構成事業者に対してセメントを供給することのないようセメント製造業者に要請し、非構成事業者による生コンクリートの製造設備の新増設を阻止したことが、法第8条第1項第3号(現行法第8条第3号)違反とされた。</p>
<p>5-1-2 (商品又は役務の取扱い制限)</p>	<p>○ 構成事業者や構成事業者の取引先事業者に、特定の事業者が供給する商品又は役務について、その供給を受けることの制限をさせるようにすること。 (例) ① 販売業者を構成事業者とする団体が、輸入品を排除するために、構成事業者が輸入品を供給する業者と取引することを禁止すること。 ② 製造業者を構成事業者とする団体が、構成事業者の競争者の新規参入を妨げるために、構成事業者の取引先である販売業者に対し、新規参入者から商品の供給を受けないよう圧力を加えること。</p>
<p>5-1-3 (不当な加入制限又は除名)</p>	

(1) 不当な加入制限に当たるとおそれ強い行為

事業者団体が、例えば次のような事業者団体への加入条件に係る行為をすることは、上記5-1-3における「不当に、団体への事業者の加入を制限」することに当たるとおそれ強いことから、事業者団体に加入しなければ事業活動を行うことが困難な状況(注)においては、違反となるおそれ強い。

<p>5-1-3-① (過大な入会金の徴収)</p>	<p>○ 社会通念上合理性のない高額に過ぎる入会金や負担金を徴収すること。 (違反とされた具体例) X医師会事件(昭和55年(勅)第7号)では、当該医師会に加入せず(独自)に開業する場合には、学校医への推薦、優生保護法に基づく指定医師の指定の申請に係る業務、関係行政機関からの通達等の伝達等業務上必要な便直の供与が受けられず、また、診療面での開業医の協力を求め難いこと等から、当該医師会に加入しない(開業医)となることが一般に困難な状況の下で、地区内での病院又は診療所の開設を制限するとともに、その開設制限を強化するため、開業医として入会する者から徴収する入会金の額を従来の倍額以上に引き上げることを決定したことが、法第8条第1項第3号及び第4号(現行法第8条第3号及び第4号)違反とされた。</p>
<p>5-1-3-② (店舗の数の制限等)</p>	<p>○ 一定地域における店舗等の数の制限や既存の店舗等と一定の距離を保つことを内容とする加入資格要件を設定すること。 (違反とされた具体例) X青果物販売業者団体事件(昭和40年(勅)第29号)では、卸売市場を開設している甲社、乙社及び丙社が当該団体に加入した者でなければ仲間人として加入してはならないこととしていたため、当該団体に加入しなければ卸売市場から青果物を仕入れることができず、青果物の販売を営むことが困難な状況において、当該団体への新規加入者の資格として、その店舗が既存構成事業者の店舗から300メートル以上の間隔があることを原則とする等の制限を設け、当該団体への加入を制限したことが、法第8条第1項第3号(現行法第8条第3号)違反とされた。</p>

<p>5-1-3-③ (直接的な競争関係にある事業者の了承等)</p>	<p>○ 団体への加入について、事業の地域、分野等について特に直接的な競争関係にある構成事業者の了承、推薦等を得ることを条件とすること。 (違反とされた具体例) X 医師会事件 (昭和55年(勸)第7号) では、当該医師会に加入しないことで開業医となることが一般に困難な状況の下で、地区内に病院又は診療所を開設等する場合には、当該医師会の承認を得させるとし、承認には構成事業者の紹介を必要とし、また、承認の可否の決定に際しては開設予定地周辺の構成事業者の意見を特に重視すること等を決定したことが、法第8条第1項第3号及び第4号 (現行法第8条第3号及び第4号) 違反とされた。</p>
<p>5-1-3-④ (国籍による制限)</p>	<p>○ 「日本国法人」や「日本国籍を有する者」等国籍による制限を設定すること。</p>

(注) 例えば、事業者団体が、事業活動に重要な影響のある公的事業の実施のための業務を委託された場合に、その実施に際して、非構成事業者を差別的に取り扱うような場合には、「事業者団体に加入しなければ事業活動を行うことが困難な状況」が生じ得る。

(2) 加入条件等に係る行為でそれ自体としては問題とならないもの
 なお、上記(1)に対して、事業者団体が、その設立目的や事業内容等に照らして合理的な内容の加入資格要件や除名事由を設定することは、それ自体としては、独占禁止法上問題となるものではない。
 また、事業者団体が、社会通念上合理的な金額の入会金や合理的な計算根拠に基づいた負担金を徴収すること又は入会金や負担金の金額につき構成事業者間で企業規模等に応じて合理的な格差を設けることは、それ自体としては、独占禁止法上問題となるものではない。

6 不正な取引方法
 事業者団体が事業者に不正な取引方法に該当する行為をさせるようにすることは、法第8条第5号の規定に違反する。
 なお、事業者団体が、事業者としての性格を併せ持つときに、自ら主体となって事業を行う際に不正な取引方法を用いれば、法第19条の規定に違反する。
 事業者団体が関与した不正な取引方法に該当する行為の例を挙げれば、次のようなものがある。

(注) なお、事業者団体が、例えば、事業者に取引拒絶(6-1又は6-2)をさせることにより新たに事業者が参入することを著しく困難とさせ、又は既存の事業者を排除し、あるいは事業者に再販売価格の拘束(6-6)をさせ、これらの行為により、市場における競争を実質的に制限することは、法第8条第1号の規定に違反する(5-1及び1-2参照)。

<p>6-1 (共同の取引拒絶)</p>	<p>○ 「正当な理由がないのに、競争者と共同して、次のいずれかに該当する行為をすること。 イ ある事業者に対し、供給を拒絶し、又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限すること。 ロ 他の事業者に、ある事業者に対する供給を拒絶させ、又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限させること。」 (法第2条第9項第1号) ○ 「正当な理由がないのに、自己と競争関係にある他の事業者(以下「競争者」という。)と共同して、次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。 一 ある事業者から商品若しくは役務の供給を受けることを拒絶し、又は供給を受ける商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限すること。 二 他の事業者に、ある事業者から商品若しくは役務の供給を受けることを拒絶させ、又は供給を受ける商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限させること。」 (一般指定第1項) (具体例) X 木材輸入業者等団体事件(平成2年(勸)第16号) では、非構成事業者が甲港において木材の輸入を行うことを阻止するため、構成事業者である木材輸入業者</p>
--------------------------	--

<p>に、共同して港湾運送事業者に非構成事業者との輸入木材の荷役に関する取引を拒絶させる行為を行わせていたことが、一般指定第1項第2号（現行法第2条第9項第1号ロ）に該当する行為をさせるようになっているものとして、法第8条第1項第5号（現行法第8条第5号）違反とされた。</p> <p>Y修理用自動車硝子販売業者団体事件（昭和42年（勸）第7号）では、修理用自動車硝子を、製造業者に特定の卸売業者以外の者に対して販売させないようにし、また、当該卸売業者に非構成事業者に対して販売させないようになっていることが、一般指定の1（現行法第2条第9項第1号ロ）に該当する行為をさせるようになっているものとして、法第8条第1項第5号（現行法第8条第5号）違反とされた。</p>	<p>6—2 （その他の取引拒絶）</p>	<p>○ 「不当に、ある事業者に対し取引を拒絶し若しくは取引に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限し、又は他の事業者これらに該当する行為をさせること。」（一般指定第2項） （具体例） X生コンクリート製造業者団体事件（昭和56年（判）第2号）では、地区内において生コンクリート製造業者が使用するセメントのほとんどすべてを供給しているセメント製造業者に、生コンクリート製造設備の新増設を計画している地区内の非構成事業者及び越境販売している地区外の非構成事業者に対しセメントの取引を拒絶するようにならせたことが、一般指定第2項に該当する行為をさせるようになっているものとして、法第8条第1項第5号（現行法第8条第5号）違反とされた。</p> <p>Y協同組合連合会事件（平成2年（勸）第1号）では、当該連合会を経て供給される経路による青果物用段ボール箱の供給数量の維持拡大のために、指定メーカー（当該連合会が売買基本契約を締結している段ボール箱製造業者）に、非指定メーカーに対して、その段ボール箱の製造販売を妨げる措置として、段ボール箱向け段ボールシートの供給を拒絶させていたこと等が、一般指定第2項に該当するものとして、法第19条</p>
<p>違反とされた。</p> <p>○ 「不当に、ある事業者に対し取引の条件又は実施について有利な又は不利な取扱いをすること。」（一般指定第四項） （具体例） X除虫菊殺虫剤製造業者団体及びY除虫菊生産者団体事件（昭和38年（勸）第20号）では、両団体が協議の上、X団体の構成事業者の原材料（除虫菊）の購入について、Y団体の構成員との取引を優先し非構成員である集荷業者に対して取引開始時期を遅らせる等若しくは不利な取扱いを行うことを決定し、X団体の構成員に実施させていたことが、一般指定の2（現行一般指定第4項）に該当する行為をさせるようになっているものとして、法第8条第1項第5号（現行法第8条第5号）違反とされた。</p>	<p>6—3 （取引条件等差別取扱い）</p>	<p>○ 「不当に、相手方が競争者と取引しないことを条件として当該相手方と取引し、競争者の取引の機会を減少させるおそれがあること。」（一般指定第11項） （具体例） X生コンクリート製造業者団体事件（平成5年（勸）</p>
<p>○ 「事業者団体若しくは共同行為からある事業者を不当に排斥し、又は事業者団体の内部若しくは共同行為においてある事業者を不当に差別的に取り扱い、その事業者の事業活動を困難にさせること。」（一般指定第5項） （具体例） X協同組合事件（昭和32年（勸）第2号）では、従来当該組合では生乳を協同組合連合会を経由して甲乳業者にすべて出荷していた中で、他の乙乳業者に生乳を出荷した組合員に対して、当該組合からの資金貸出を拒否し、あるいは組合施設の利用に関して一般に清算取引を行っているにもかかわらず現金取引を行うなど、当該協同組合の内部において差別的な取扱いを行ったこと等が、一般指定の3（現行一般指定第5項）に該当するものとして、法第19条違反とされた。</p>	<p>6—4 （事業者団体における差別取扱い等）</p>	<p>○ 「不当に、相手方が競争者と取引しないことを条件として当該相手方と取引し、競争者の取引の機会を減少させるおそれがあること。」（一般指定第11項） （具体例） X生コンクリート製造業者団体事件（平成5年（勸）</p>
<p>○ 「不当に、ある事業者に対し取引を拒絶し若しくは取引に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限し、又は他の事業者これらに該当する行為をさせること。」（一般指定第2項） （具体例） X生コンクリート製造業者団体事件（昭和56年（判）第2号）では、地区内において生コンクリート製造業者が使用するセメントのほとんどすべてを供給しているセメント製造業者に、生コンクリート製造設備の新増設を計画している地区内の非構成事業者及び越境販売している地区外の非構成事業者に対しセメントの取引を拒絶するようにならせたことが、一般指定第2項に該当する行為をさせるようになっているものとして、法第8条第1項第5号（現行法第8条第5号）違反とされた。</p> <p>Y協同組合連合会事件（平成2年（勸）第1号）では、当該連合会を経て供給される経路による青果物用段ボール箱の供給数量の維持拡大のために、指定メーカー（当該連合会が売買基本契約を締結している段ボール箱製造業者）に、非指定メーカーに対して、その段ボール箱の製造販売を妨げる措置として、段ボール箱向け段ボールシートの供給を拒絶させていたこと等が、一般指定第2項に該当するものとして、法第19条</p>	<p>6—5 （排他条件付取引）</p>	<p>○ 「不当に、ある事業者に対し取引の条件又は実施について有利な又は不利な取扱いをすること。」（一般指定第四項） （具体例） X除虫菊殺虫剤製造業者団体及びY除虫菊生産者団体事件（昭和38年（勸）第20号）では、両団体が協議の上、X団体の構成事業者の原材料（除虫菊）の購入について、Y団体の構成員との取引を優先し非構成員である集荷業者に対して取引開始時期を遅らせる等若しくは不利な取扱いを行うことを決定し、X団体の構成員に実施させていたことが、一般指定の2（現行一般指定第4項）に該当する行為をさせるようになっているものとして、法第8条第1項第5号（現行法第8条第5号）違反とされた。</p>

<p>第23号)では、当該団体の構成事業者を構成員とする甲、乙及び丙の各生コンクリート協同組合(生コン協組)が当該団体の指導、調整の下に行っている共同販売事業に関して、販売先である丁建設業協同組合(丁建設協組)の組合員に対して行っている割戻し(事実上の値引き)については全量生コン協組から購入することを条件とすることとし、生コン協組の非組合員からも購入している丁建設協組の組合員に対しては割戻しを行わないことを決定する等により、生コン協組をして、丁建設協組の組合員が生コン協組の非組合員から生コンクリートを購入しないようにさせていたことが、一般指定第11項に該当する行為をさせようとしているものとして、法第8条第1項第5号(現行法第8条第5号)違反とされた。</p> <p>Y協同組合事件(昭和56年(働)第12号)では、乳業者に対して生乳を供給するに当たり、当該協同組合の競争者から生乳の供給を受けないことを条件として取引していたことが、一般指定の7(現行一般指定第11項)に該当するものとして、法第19条違反とされた。</p>	<p>6—6</p>	<p>(再販売価格の拘束)</p>	<p>○ 「自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がないのに、次のいずれかに掲げる拘束の条件を付けて、当該商品を提供すること。</p> <p>イ 相手方に対しその販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させることその他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束すること。</p> <p>ロ 相手方の販売する当該商品を購入する事業者の当該商品の販売価格を定めて相手方をして当該事業者にこれを維持させることその他相手方をして当該事業者の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束させること。」</p> <p>(法第2条第9項第4号)(1—2参照)</p> <p>(具体例)</p> <p>X玩具製造業者等団体事件(昭和47年(働)第10号)では、特定の玩具について量販店に定価(製造業者が販売の標準として定めた小売価格)で販売させることを決定し、この決定に基づき、構成事業者には、量</p>
<p>販店に対して定価で販売することを約束させて商品を納入させ、約束しない場合は納入を拒否させる等したことが、一般指定の8(現行法第2条第9項第4号)に該当する行為をさせようとしているものとして、法第8条第1項第5号(現行法第8条第5号)違反とされた。</p>	<p>6—7</p>	<p>(拘束条件付取引)</p>	<p>○ 「法第2条第9項第4号(再販売価格の拘束)又は前項(排他条件付取引)に該当する行為のほか、相手方とその取引の相手方との取引その他相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること。」(一般指定第12項)</p> <p>(具体例)</p> <p>X歯科用品小売販売業者団体事件(昭和62年(働)第6号)では、歯科用品製造業者をして当該製造業者から歯科用品の供給を受けている販売業者に通信販売の方法による販売を中止させたことが、一般指定第13項(現行一般指定第12項)に該当する行為をさせようとしているものとして、法第8条第1項第5号(現行法第8条第5号)違反とされた。</p> <p>Y協同組合事件(昭和56年(働)第12号)では、県内の生乳及び飲用乳製品の市場において、当該協同組合及び当該協同組合と極めて密接な関係にある乳業者(生乳の供給を受けて飲用乳製品の製造をしている者)である甲社の地位の維持、強化を図るため、県内の甲社以外の乳業者に対し生乳を供給するに当たり、当該協同組合から生乳の供給を受けていない乳業者の製造に係る飲用乳製品を取り扱わないようにさせたことが、一般指定の8(現行一般指定第12項)に該当するものとして、法第19条違反とされた。</p>
	<p>6—8</p>	<p>(優越的地位の濫用)</p>	<p>○ 「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。</p> <p>イ 継続して取引する相手方(新たに継続して取引しようとする相手方を含む。ロにおいて同じ。)に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。</p>

ロ 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
 ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を担当取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価を支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。」

(法第2条第9項第5号)

(具体例)

X協同組合連合会事件(平成2年(勸)第1号)では、当該連合会の取引上の地位が指定メーカー(当該連合会が青果物用段ボール箱の売買基本契約を締結している段ボール箱製造業者)に対して優越していることを利用して、需要者が当該連合会を経由しないで連合会経由のものよりも安い価格で段ボール箱を購入することを防止するため売り込みを受けた地区の協同組合に差額を補てんするのに要する金銭を、指定メーカーに提供させていたことが、一般指定第14項第2号(現行法第2条第9項第5号ロ)に該当するものとして、法第19条違反とされた。

6-9 (競争者に対する取引妨害)

○ 「自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引について、契約の成立の阻止、契約の不履行の誘引その他いかなる方法をもってするかを問わず、その取引を不当に妨害すること。」(一般指定第14項)

(具体例)

X衛生検査業者等団体事件(昭和54年(判)第4号)では、構成事業者の顧客を奪取した非構成事業者に対し、顧客を奪取する行為の中止、奪取した顧客の返還等を申し入れ、さらに、この申入れに従わなかった非構成事業者の顧客に対し構成事業者をして一斉に営業活動を行わせて当該非構成事業者の顧客を奪取させるようにしていたことが、一般指定の11(現行一般指定第14項)に該当する行為をさせようとしているもの

として、法第8条第1項第5号(現行法第8条第5号)違反とされた。

Y協同組合事件(平成元年(勸)第8号)では、当該協同組合が行う生コンクリートの協同販売事業の区域内では、建設工事業者が非組合員の生コンクリートのみを使用して工事を行うことが困難な状況において、非組合員の生コンクリートを使用している建設工事業者に対して組合員の生コンクリートを使用するよう要請し、この要請に応じない者に対しては組合員の生コンクリートを今後供給しないことを申し入れないようにしたことが、一般指定第15項(現行一般指定第14項)に該当するものとして、法第19条違反とされた。

7 種類、品質、規格等に関する行為

(1) 種類、品質、規格等の制限行為

商品又は役務の種類、品質、規格等は、事業者間の競争の手段となり得るものであり、事業者団体がこれを制限することにより競争を阻害することは、法第8条第3号、第4号又は第5号の規定に違反する行為である。また、例えば、市場分割の目的で商品の種類を制限すること（3-2参照）等により市場における競争を実質的に制限することもあり得るところであり、このような行為は法第8条第1号の規定に違反する。

(2) 自主規制等、自主認証・認定等

一方、商品又は役務の種類、品質、規格等に関連して、事業者団体が、例えば、生産・流通の合理化や消費者の利便の向上を図るため規格の標準化に係る自主的な基準を設定し、また、環境の保全や安全の確保等の社会公共的な目的に基づき必要性から品質に係る自主規制等や自主認証・認定等の活動を行う場合がある（注1）（注2）（注3）（注4）。このような活動については、独占禁止法上の問題を特段生じないものも多いが、一方、活動の内容、態様等によっては、多様な商品又は役務の開発・供給等に係る競争を阻害することとなる場合もあり、法第8条第3号、第4号又は第5号の規定に違反するかどうか問題となる。また、自主規制等や自主認証・認定等の形をとっていても、当該活動により市場における競争を実質的に制限することがあれば、法第8条第1号の規定に違反する。

このような活動の法第8条第3号、第4号又は第5号の規定に係る競争阻害性の有無の判断について、自主規制等に関しては、下記の「ア 自主規制等に係る判断」に沿って判断され、また、自主認証・認定等に関しては、このアに「イ 自主認証・認定等に係る判断」に記すところを加えて判断される。

ア 自主規制等に係る判断

自主規制等に関して、その競争阻害性の有無については、

- ① 競争手段を制限し需要者の利益を不当に害するものではないか（§8-4）及び
- ② 事業者間で不当に差別的なものではないか（§8-3、§8-4、§8-5）の判断基準に照らし、
- ③ 社会公共的な目的等正当な目的に基づいて合理的に必要とされる範囲内のものか

の要素を勘案しつつ、判断される。

なお、以上のような判断基準に照らし自主規制等が競争を阻害することがないようにするとの観点から、自主規制等の活動を行うとうとするに際しては、事業者団体において、関係する構成事業者からの意見聴取の十分な機会が設定されるべ

きであるとともに、必要に応じ、当該商品又は役務の需要者や知見のある第三者等との間で意見交換や意見聴取が行われることが望ましい。

また、自主規制等の利用・遵守については、構成事業者の任意の判断に委ねられるべきであって、事業者団体が自主規制等の利用・遵守を構成事業者に強制することは、一般的には独占禁止法上問題となるおそれがある。（§8-4）

イ 自主認証・認定等に係る判断

自主認証・認定等については、上記アの判断に加えて、以下の点が考慮される。

① 自主認証・認定等の利用については、構成事業者の任意の判断に委ねられるべきであって、事業者団体が自主認証・認定等の利用を構成事業者に強制することは、独占禁止法上問題となるおそれがある。（§8-4）

② 事業者にとつて自主認証・認定等を受けなければ事業活動が困難な状況（注5）において、事業者団体が特定の事業者による自主認証・認定等の利用について正当な理由なく制限することは、独占禁止法上問題となるおそれがあり、その利用については、非構成事業者を含めて開放されているべきである（なお、自主認証・認定等の活動に要する費用等として合理的な負担を非構成事業者等の利用者に求めることは問題とならない。）。（§8-3、§8-4、§8-5）

(注1) ① 事業者団体が、正当と考える目的に基づいて、事業者が供給し、又は供給を受ける商品又は役務の種類、品質、規格等に関する自主的な基準・規約等を設定し、その周知・普及促進を行い、又はその利用・遵守を申し合わせ、若しくは指示・要請する等の活動を、この7の記述においては、「自主規制等」という。

② 事業者団体が、事業者が供給し、又は供給を受ける商品又は役務が①による自主的な基準・規約等に適合することの認証・認定等を行い、認証・認定等した場合に事業者がそれを証する表示を行わせる等の活動を、この7の記述においては、「自主認証・認定等」という。

(注2) 事業者団体が、①正当と考える目的に基づいて、技術者等要員の技術、技能、知識等に関する自主的な基準等を設定し、事業者に対してその基準等の周知・普及促進を行い、又はその利用・遵守を申し合わせ、若しくは指示・要請する等の活動を行い、又は②その基準等への適合について試験を行い資格を付与する等の活動を行うことがあるが、これについては、それぞれ、上記（注1）の①又は②に類似した活動として、この7に記述した考え方が当てはまる。

(注3) 事業者団体が、安全・衛生の確保や環境の保全等正当と考える目的に基づいて、構成事業者に係る設備の維持・管理等や技術の内容等に関して、自主的な基準・規約等を設定し、その周知・普及促進を行い、又はその利用・遵

守を申し合わせ、若しくは指示・要請する等の活動を行うことがあるが、これについては、上記（注1）の①に類似した活動として、自主規制等についてこの7に記述した考え方が当てはまる。

(注4) 事業者団体が、行政機関等公的機関が設定した法的な拘束力のない基準等に依る認証・認定、表示等を受託等して行う場合があるが、これについては、上記（注1）の②に類似した活動として、自主認証・認定等についてこの7に記述した考え方が当てはまる。

(注5) 「事業者にとって自主認証・認定等を受けなければ事業活動が困難な状況」が生じ得る場合としては、例えば、構成事業者の市場シェアが極めて高い事業者団体が、行政指導を受ける等して、商品の品質についての自主認証・認定及び表示の事業を行い、これを需要者に積極的に宣伝しており、需要者にとって当該表示の有無が商品選択の重要な判断要素となっているような場合がある。

(3) 違反となるおそれがある行為

上記②の考え方を踏まえると、例えば以下のようなものは、違反となるおそれがある。

7-1 (特定の商品等の開発・供給の制限)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定の種類の商品又は役務を構成事業者が開発・供給しないことを決定すること（7-6に該当するものを除く。）（§8-1, §8-4） <p>〈例〉 各構成事業者が特定の種類の商品のみを製造し、他の種類の商品を製造しないことを団体において申し合わせることを。</p>
7-2 (差別的な内容の自主規制等)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定の事業者に対して差別的な内容の自主規制等を行うこと。（§8-3, §8-4, §8-5, §8-1）
7-3 (自主規制等の強制)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 構成事業者に、自主規制等を利用若しくは遵守すること又は自主認証・認定等を利用することを、強制すること（当該自主規制等がその内容から競争を阻害するおそれのないことが明白である場合を除く。）（§8-4）
7-4 (自主認証・認定等の利用の制限)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主認証・認定等を受けなければ事業活動が困難な状況において、特定の事業者による自主認証・認定等の利用を正当な理由なく制限すること。（§8-3, §8-4）

8-4, §8-5, §8-1)
〈例〉
公的機関の指導によってある商品の販売について団体の自主認証・認定等を受けるべきものとされている場合において、非構成事業者や外国事業者による自主認証・認定等の利用に際して困難な条件を付すこと。

(4) 原則として違反とならない行為

上記②の考え方を踏まえると、例えば以下のようなものは、原則として違反とならない。

7-5 (規格の標準化に関する基準の設定)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 需要者の利益に合致した規格の標準化に関する自主的な基準を設定すること（7-2又は7-3に該当するものを除く。）
7-6 (社会公共的な目的に基づく基準の設定)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境の保全や安全の確保等の社会公共的な目的に基づいて合理的に必要とされる商品又は役務の種類、品質、機能等に関する自主的な基準を設定すること（需要者の利益を不当に害さないものに限る。また、7-2又は7-3に該当するものを除く。）
7-7 (規格の標準化等に依る基準についての自主認証・認定等)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 7-5又は7-6に該当する自主的な基準等独占禁止法上問題のない基準・規約等について、その周知や普及促進を行い、又はそれへの適合について自主認証・認定等を行うこと（7-3又は7-4に該当するものを除く。）

<p>ないことを決定し、非構成事業者に販売していた構成事業者者にこれを中止させる等により、当該決定を遵守させたことが、法第8条第1項第4号（現行法第8条第4号）違反とされた。</p> <p>Yレコード等製造業者団体事件（昭和55年（勸）第4号）では、構成事業者に、レコード等の再販売価格の維持を刷行させることを決定するとともに、通信販売等で販売されるレコード等の音源、価格及び販売促進方法について、小売業者経由で販売されるレコード等の販売に支障のないようにさせることを決定したことが、法第8条第1項第4号（現行法第8条第4号）違反とされた。</p> <p>Z青果物販売業者団体事件（昭和40年（勸）第26号）では、構成事業者は、①当該団体が承認する場合を除き引売り（軽車両を利用して販売して歩くこと）を行わないこと、②スーパーマーケットを経営しようとすることは、近隣の構成事業者の同意を得なければならぬことを決定したこと等が、法第8条第1項第4号（現行法第8条第4号）違反とされた。</p>								
			<p>（表示・広告の内容、媒体、回数、回数等）</p>	<p>8-2</p>	<p>○ 構成事業者の表示・広告について、その内容、媒体、回数等を限定する等、消費者の正しい商品選択に資する情報の提供に制限を加えるような自主規制等を行うこと。（§8-4、§8-1）</p>			
			<p>（差別的な内容の自主規制等）</p>	<p>8-3</p>	<p>○ 特定の事業者に対して差別的な内容の自主規制等を行うこと。（§8-3、§8-4、§8-5、§8-1）</p>			
			<p>（自主規制等の強制）</p>	<p>8-4</p>	<p>○ 構成事業者に、自主規制等を利用又は遵守することを、強制すること（当該自主規制等がその内容から競争を阻害するおそれのないことが明白である場合（注）を除く。）。（§8-4）</p> <p>（注） 「その内容から競争を阻害するおそれのないことが明白である場合」としては、例えば、犯罪ににつながるような行為等社会倫理的な見地から当然行ってはならない行為の禁止を内容とした倫理綱領の場合等があり得る。</p>			

<p>8 営業の種類、内容、方法等に関する行為</p> <p>(1) 営業の種類、内容、方法等の制限行為</p> <p>営業の種類、内容、方法等は、事業者間の競争の手段となり得るものであり、事業者団体がこれを制限することにより競争を阻害することは、法第8条第3号、第4号又は第5号の規定に違反する行為である。また、例えば、競争制限の目的で販売方法を制限すること等により、市場における競争を実質的に制限することもあり得るところであり、このような行為は法第8条第1号の規定に違反する。</p> <p>(2) 自主規制等</p> <p>一方、営業の種類、内容、方法等に関連して、事業者団体が、例えば、消費者の商品選択を容易にするため表示・広告すべき情報に係る自主的な基準を設定し、また、環境の保全や未成年者の保護等の社会公共的な目的又は労働問題への対処のため営業の方法等に係る自主規制等の活動を行う場合がある（注）。このような活動については、独占禁止法上の問題を生じないものも多いが、一方、活動の内容、態様等によっては、多様な営業の種類、内容、方法等を需要者に提供する競争を阻害することとなる場合もあり、法第8条第3号、第4号又は第5号の規定に違反するかどうか問題となる。また、自主規制等の形をとっていても、当該活動により市場における競争を実質的に制限することがあれば、法第8条第1号の規定に違反する。</p> <p>このような自主規制等の活動の法第8条第3号、第4号又は第5号の規定に係る競争阻害性の有無の判断については、「7 種類、品質、規格等に関する行為」の(2)の「ア 自主規制等に係る判断」に記したところが当てはまる。</p> <p>（注） 事業者団体が、正当と考える目的に基づいて、事業者の営業の種類、内容、方法等に関する自主的な基準・規約等を設定し、その周知・普及促進を行い、又はその利用・遵守を申し合わせ、若しくは指示・要請する等の活動を、この8の記述においては、「自主規制等」という。</p> <p>(3) 違反となるおそれがある行為</p> <p>上記(2)の考え方を踏まえると、例えば以下のようなものは、違反となるおそれがある。</p>								
<p>8-1</p>	<p>（特定の販売方法の制限）</p>	<p>○ 特定の販売方法を構成事業者が用いないことを決定すること（8-5に該当するものを除く。）。（§8-4、§8-1）</p> <p>（違反とされた具体例）</p> <p>X 歯科用品小売販売業者団体事件（昭和62年（勸）第6号）では、構成事業者は、歯科用品の非構成事業者に対する販売、通信販売の方法による販売等を行わ</p>						

(4) 原則として違反とならない行為

上記(2)の考え方を踏まえると、例えば以下のようなものは、原則として違反とならない。

8-1-5	(社会公共的な目的等のための基準の設定)	○ 環境の保全や未成年者の保護等の社会公共的な目的又は労働問題への対処のために合理的に必要とされる営業の種類、内容、方法、営業時間等に関する自主的な基準を設定すること(需要者の利益を不当に害さないものに限る。また、8-3又は8-4に該当するものを除く。)
8-1-6	(消費者の商品選択を容易にする基準の設定)	○ 虚偽若しくは誇大な表示・広告を排除し、又は表示・広告されるべき事項の最低限度を定める等、消費者の正しい商品選択を容易にすると認められる自主的な基準を設定すること(8-3又は8-4に該当するものを除く。)
8-1-7	(取引条件明確化のための活動)	○ 取引条件明確化のために、モデル契約書の作成、契約の文書化の奨励等を、取引条件自体の内容(注)に關与しないで行うこと(8-3又は8-4に該当するものを除く。) (注) 「取引条件自体の内容」とは、具体的な価格、支払条件、納期等を指す。

9 情報活動

(1) 情報活動の多様性

事業者団体が、当該産業に関する商品知識、技術動向、経営知識、市場環境、産業活動実績、立法・行政の動向、社会経済情勢等についての客観的な情報を収集し、これを構成事業者や関連産業、消費者等に提供する活動は、当該産業への社会公共的な要請を的確にとらえて対応し、消費者の利便の向上を図り、また、当該産業の実態を把握・紹介する等の種々の目的から行われるものであり、このような情報活動のうち、独占禁止法上特段の問題を生じないものの範囲は広い。

(2) 違反となるおそれがある行為

一方、事業者団体の情報活動を通じて、競争関係にある事業者間において、現在又は将来の事業活動に係る価格等重要な競争手段の具体的な内容に関して、相互間の予測を可能にするような効果を生ぜしめる場合がある。このような観点から見て、下記9-1-1に挙げるような情報活動は、違反となるおそれがある。

このような情報活動を通じて構成事業者間に競争制限に係る暗黙の了解若しくは共通の意思が形成され、又はこのような情報活動が手段・方法となつて競争制限行為が行われていれば、原則として違反となる。

すなわち、事業者団体によるこのような情報活動が、1-1(価格等の決定)、1-2(再販売価格の制限)、2-1(数量の制限)、3-1(取引先の制限)、3-2(市場の分割)、3-3(受注の配分、受注予定者の決定等)、4-1(設備の新増設等の制限)、5-1(参入制限等)等に挙げられるような事業者団体による制限行為に「5 参入制限行為等」までのごとく等記述したように、法第8条の規定に違反することとなる。

なお、事業者団体によるこのような情報活動を通じて、事業者間で、価格、数量、顧客・販路、設備等に関する競争の制限に係る合意が形成され、事業者が共同して市場における競争を実質的に制限する場合には、これら事業者の行為が法第3条の規定に違反する。

9-1-1	(重要な競争手段に具体的関係する内容の情報活動)	○ 構成事業者が供給し、又は供給を受ける商品又は役務の価格又は数量の具体的な計画や見通し、顧客の取引や引き合いの個別具体的な内容、予定する設備投資の限度等、各構成事業者の現在又は将来の事業活動における重要な競争手段に具体的に関係する内容の情報について、構成事業者との間で収集・提供を行い、又は構成事業者間の情報交換を促進すること。 (違反とされた具体例)
-------	--------------------------	--

X石油製品販売業者団体事件(昭和54年(勸)第9号)では、社長会(66名の構成事業者の経営責任者により構成)及びセールズ会(構成事業者の給油所長級の者により構成)合同の会議において、揮発油の仕入価格の上昇の見通しについての検討を行い、また、隣接する団体引上げ等についての検討を行い、また、隣接する団体と合同の役員会議において価格引上げの環境整備等についての意見交換を行った上で、執行部会(17名の執行委員により構成)において、構成事業者の揮発油の小売価格の引上げの目的となる価格を決定したこと等が、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。

Yほかビニル製造業者事件(昭和54年(勸)第8号)では、関係四社が、所属する団体の理事会等の果次の会合において、市況についての情報交換を行うとともに、市況品の販売価格の引上げ幅や引上げ後の価格の「たたき台」についての意見交換を行い、更に協議の結果、具体的価格の決定については当該団体の会長社であったYに一任することとし、これを受けてYが各社に具体的価格を提示し、また、各社が価格引上げの実施時期の予定を相互に告知する等して、各社が市況品の販売価格を引き上げたことが、法第3条違反とされた。

Zほか塗料原料用エマルジョン製造販売業者事件(昭和63年(勸)第5号)では、関係10社が、相互の協調を図るため甲会と称する会合を開催しており、かねてから甲会の地区会において塗料原料用エマルジョンの価格改訂に際して価格交渉の状況等について情報交換を行ってきたところ、原料モノマーの値上がりに対処するため、甲会の中央会において、原料の値上がり幅について情報交換を行って標準的な値上がり幅を想定し、これを塗料原料用エマルジョンの販売価格に転嫁することとし、同製品の種類別に基準となる引上げ幅を決定するとともに、その実効を確保するため、値上げ交渉の状況について情報交換を行うことを決定したが、法第3条違反とされた。

(3) 原則として違反とならない行為

これに対して、例えば以下のようなものは、上記(2)のような競争制限的な効果を持つものではなく、原則として違反とならない。

9-2	(消費者への商品知識等に関する情報の提供)	○ 消費者に対して、その利便の向上を図るため、当該産業が供給する商品又は役務について、その正しい使用方法等の情報提供を行うこと。
9-3	(技術動向、経営知識等に関する情報の収集・提供)	○ 政府機関、民間の調査機関等が提供する当該産業に関連した技術動向、経営知識、市場環境、立法・行政の動向、社会経済情勢等についての一般的な情報を収集し、提供すること。
9-4	(事業活動に係る過去の事実に関する情報の収集・公表)	○ 当該産業の活動実績を全般的に把握し、周知するために、過去の生産、販売、設備投資等に係る数量や金額等構成事業者の事業活動に係る過去の事実に関する概括的な情報を構成事業者から任意に収集して、客観的に統計処理し、個々の構成事業者の数量や金額等を明示することなく、概括的に公表すること(価格に関するもの及び1-(2)-3に該当するものを除く)。 ただし、構成事業者により既に当該構成事業者に係る数量、金額等が公表されている場合には、その数量、金額等を明示しても構わない。
9-5	(価格に関する情報の需要者等のための収集・提供)	○ 需要者、構成事業者等に対して過去の価格に関する情報を提供するため、構成事業者から価格に係る過去の事実に関する概括的な情報を任意に収集して、客観的に統計処理し、価格の高低の分布や動向を正しく示し、かつ、個々の構成事業者の価格を明示することなく、概括的に、需要者を含めて提供すること(1-(2)-3に該当するものを除く。また、事業者間に現在又は将来の価格についての共通の目安を与えるようなことのないものに限る。)
9-6	(価格比較の困難な商品又は役務の品質等に関する資料等の提供)	○ 市場における価格の比較が困難な商品又は役務について、費用項目、作業の難易度、品質等価格に関連する事項についての公正かつ客観的な比較に資する資料又は技術的指標を、需要者を含めて提供すること(事

9-7	(供) （概括的な需要 見通しの作成・公 表）	業者間に価格についての共通の目安を与えるようなことのないものに限る。)
9-8	(顧客の信用状 態に関する情報 の収集・提供)	○ 当該産業の全般的な需要の動向について、一般的な情報を収集・提供し、又は客観的な事象に基づき概括的な将来見通しを作成し、公表すること（構成事業者に各自の将来の供給数量に係る具体的な目安を与えるようなことのないものに限る。）。 ○ 構成事業者の取引の安全を確保するため、顧客の信用状態について客観的な事実に関する情報を収集し、構成事業者提供すること（構成事業者間に特定の事業者と取引しないこと又は特定の事業者とのみ取引することについて合意を生ぜしめるようなことのないものに限る（注）。）。 (注) 例えば、特定の事業者を不良業者又は優良業者として掲載したリスト（いわゆるブラックリスト等）を作成し、配布することは、このような合意を生ぜしめるおそれがある。

10 経営指導		
(1) 経営指導の性格		中小企業者は経営に関する知識等において相対的に不足する面があることから、それを補って各事業者がその自主的な判断に基づいて事業の改善を図ることができるよう、中小企業者の団体が経営指導を行うことは、本来独占禁止法上問題となるものではない。 (2) 違反となるおそれがある行為 一方、経営指導の形をとっていても、事業者団体が、例えば次の行為のように、事業者の現在又は将来の事業活動に係る価格等重要な競争手段の具体的な内容について目安を与えるような指導を行うことは、違反となるおそれがある。 事業者団体によるこのような指導が、1-1（価格等の決定）等に挙げられるような事業者団体による制限行為につきながら、又はそれら制限行為に伴う場合は、「1-1 価格制限行為」等に記述したように、法第8条の規定に違反することとなる。
10-1	(統一的なマークアップ基準等を示す方法による原価計算指導等)	○ 構成事業者が供給する商品又は役務に係る平均原価、統一的なマークアップ基準等又は所要資材等の標準的な数量、作業量等及び単価を示す方法により、原価計算又は種算の指導を行うこと。 (違反とされた具体例) Xプロパンガス卸売業者団体事件（昭和40年（勸第17号）では、構成事業者のうち兼業者の大部分がプロパンガスの販売に当たって保安経費、償却費等を正しく評価した原価計算をしないでその価格を決定しているものとして、標準原価計算書を作成し、必要経費及び利潤として算定された一定の金額を必ず販売価格のうちに見積ることとし、この額に仕入価格として一定の金額を加算することにより、小売業者向け家庭・業務用プロパンガスの販売基準価格を決定したこと等が、法第8条第1項第1号（現行法第8条第1号）違反とされた。
(3) 原則として違反とならない行為		これに対して、中小企業者の団体が、例えば次の行為のように、事業者間の競争に影響を与えないような内容の経営指導を行うことは、原則として違反とならない。
10-2	(知識の普及及び技能の訓練)	○ 経営に関する一般的な知識の普及及び技能の訓練を行うこと。

10-3	(個別的な経営指導)	○ 構成事業者の求めに応じ、個別企業の経営実態等に 応じた経営指導を行うこと。
10-4	(原価計算の一般的な方法の作成等)	○ 原価計算や積算について標準的な項目を掲げた一般的な方法を作成し、これに基づいて原価計算や積算の方法に関する一般的な指導又は教育を行うこと（事業者間に価格や積算金額についての共通の目安を与えるようなことのないものに限る。）。)

11 共同事業

(1) 共同事業の多様性

事業者団体が、構成事業者の共同による事業活動の性格を持つ事業（以下「共同事業」という。）を行う場合がある。共同事業には、単独では大企業に対抗できない中小企業者による法律に基づく協同組合が有効な競争単位を形成するために行う共同経済事業や事業者団体が構成事業者の本来の事業内容ではない社会文化活動等について行う共同事業等、競争促進的な効果を持つもの又は競争と直ちに関係のないものも多い。他方、共同事業は、その事業内容の範囲において事業者団体が単一の事業主体となつて行う事業として市場における競争に影響を与え得るところであり、また、参加する個々の事業者の事業活動の制限につながるおそれもあるところであつて、その内容、態様等によつては、法第8条第1号、第3号、第4号若しくは第5号又は第19条の規定に違反するかどうか問題となる。

(2) 考え方

事業者団体による共同事業が独占禁止法上問題となるかどうかについては、下記のアからウまでの各事項を総合的に勘案して判断される。

ア 共同事業の内容

共同事業が、その対象である商品又は役務の価格、数量をはじめ競争手段である事項にどのような影響を与えるものであるかが検討される。

例えば、商品又は役務の共同販売、共同購買や共同生産では、共同事業の中でその対象となる商品又は役務の価格、数量や取引先等の重要な競争手段について決定されることとなるため、他の種類の共同事業に比べて独占禁止法上問題となる可能性が高い。

一方、事業者の主たる事業に附属する運送や保管に係る共同事業については、それ自体としては、本来、対象となる商品そのものの価格、数量や取引先に影響を与えるべきものではなく、共同販売等に比べて独占禁止法上問題となる可能性は低い。共同事業の実施を通じて、構成事業者に係る対象商品の価格又は数量、顧客・販路等の競争手段を制限することにつながるよう留意する必要がある。

これに対して、当該産業全体への理解増進のための広報宣伝活動、あるいは福利厚生活動や社会文化活動等、市場における競争に対する影響が乏しい性格の共同事業は、原則として独占禁止法上問題とならない。（§8-1、§8-4）

イ 共同事業参加事業者の市場シェアの合計等

共同事業への参加事業者の市場シェアの合計が高い等参加事業者が全体としてみて市場において有力であれば、独占禁止法上問題となる可能性は高くなり、逆に、参加事業者の市場シェアの合計が低い等参加事業者が全体としてみて市場において有力でなければ、独占禁止法上問題となる可能性は低くなる。（§8-1、

§ 8-4)

ウ 共同事業の態様

事業者団体が、共同事業について、構成事業者にその参加若しくは参加若しくは利用を強制し、又はその参加若しくは利用について事業者間で差別的な取扱いをすることは、独占禁止法上問題となるおそれがある。(§ 8-3, § 8-4, § 8-5, § 8-1, § 19)

(3) 違反となるおそれがある行為

上記(2)の考え方を踏まえると、例えば以下のようなものは、違反となるおそれがある。

<p>11-1 (共同販売等)</p>	<p>○ 商品又は役務に係る共同販売、共同購買又は共同生産の事業を行うこと(11-4に該当するものを除く。)(§ 8-1, § 8-4) (違反とされた具体例) Xコンクリートブロック製造業者団体事件(平成7年(働)第1号)では、①構成事業者の取り扱う土木用コンクリート積みブロックをすべて当該団体が買い取り、販売すること、②構成事業者からの買取り量については、当該団体が決定した出荷比率等に基づいて月別に割り当てること、等を内容とする共同販売事業を実施することを決定したことが、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。 Yちり紙製造業者団体事件(昭和44年(働)第14号)では、当該団体が共同事業として販売する茶ちり紙の商標を「甲」と定め、構成事業者は「甲」を表示した茶ちり紙を当該団体以外に販売しないこと、構成事業者は商品「甲」以外の茶ちり紙を生産しないこと等を決定した上で、構成事業者からの購入数量の限度及び販売価格を定める等し、かつ、域外から移入される茶ちり紙を一手に買取り販売したことが、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。 Z印刷用彫刻ゴム製版業者等団体事件(昭和43年(働)第8号)では、構成事業者が使用する印刷用彫刻ゴム製版の原材料の共同購入の実施に際して、地区内に供給される同原材料を一切管理することによって、非構成事業者の進出を阻止すること等を目的として、構成事業者は当該団体以外の者から原材料を購入しな</p>
---------------------	--

いことを決定していたこと等が、法第8条第1項第4号(現行法第8条第4号)違反とされた。

<p>11-2 (共同運送・共同保管)</p>	<p>○ 共同運送や共同保管の事業を実施するに際して、対象となる商品の価格若しくは数量又は構成事業者の取引先に関与すること。(§ 8-1, § 8-4)</p>
<p>11-3 (共同事業への参加の強制等)</p>	<p>○ 共同事業に関して、参加若しくは利用を構成事業者に対して強制し、又は参加若しくは利用について事業者間で差別的な取扱いをすること。(§ 8-3, § 8-4, § 8-5, § 8-1, § 19)</p>

(4) 原則として違反とならない行為

上記(2)の考え方を踏まえると、例えば以下のようなものは、原則として違反とならない(11-3に該当するものを除く。)

<p>11-4 (参加事業者の市場シェアの合計が低い共同事業)</p>	<p>○ 対象となる商品又は役務に係る参加事業者の市場シェアの合計が市場における競争に影響を与えない程度に低い共同事業を行うこと。</p>
<p>11-5 (顧客の利便等のための共同事業)</p>	<p>○ 顧客の利便のための共同駐車場や産業全体の販売増進のための共同展示施設を設置すること。</p>
<p>11-6 (競争への影響の乏しい共同事業)</p>	<p>○ 当該産業全体への理解増進のための広報宣伝活動、福利厚生活動、社会文化活動等、市場における競争に与える影響が乏しい共同事業を行うこと。</p>

12 公的規制、行政等に関連する行為

事業者に対する公的規制は、例えば国民の健康・安全の確保、環境の保全等の社会的な目的や市場メカニズムが有効に機能しない商品・役務についての資源配分の適正化の目的等の下に設定されているが、一方で、事業者の事業活動を制限することにより事業者間の競争に対して一定の制約を加える効果を伴うものである。

特定の政策目的の実現のために公的規制が必要である場合においても、事業者間の競争を制約する効果が最小限にとどめられ、できる限りの競争の機能する余地が残るようにされるべきであり、また、その公的規制分野における事業者間の競争を事業者団体が制限するようにならなければならない。その行為は独占禁止法上問題される。さらに、公的規制が緩和又は廃止された場合には、その範囲において規制による競争への制約が解消され事業者間の自由な競争が回復されるべきものであることから、その競争を事業者団体が制限するようにならなければならない。その行為は独占禁止法上問題されることというまでもない。

行政機関等から公的事業に関する業務等が事業者団体に委託されるような場合があるが、その業務等の実施に際して、事業者団体が事業者間で差別的な取扱いをする等独占禁止法上問題となり得る行為を行うことがあることに留意する必要がある。

行政機関から、行政遂行の過程で、事業者団体に対して行政指導が行われ、それらを踏まえて事業者団体が活動を行うことがある。このような行政指導の内容や方法又はそれを踏まえた事業者団体の活動の内容や態様によっては、事業者団体による競争制限行為につながり得ることに留意する必要がある。

(1) 許認可、届出等に関連する制限行為

事業活動に対して許認可、届出等による公的規制が行われる場合において、事業者団体が、次のような行為により構成事業者に係る価格、設備等について制限し、これにより市場における競争を実質的に制限することは、法第8条第1号の規定に違反する。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、次のような行為により構成事業者に係る価格、設備等について制限することとは、原則として法第8条第4号の規定に違反する。

なお、公的規制による許認可、届出等の制度の下で、各事業者の行政機関への許認可等の申請又は届出について、事業者団体が、一括して行い、又は事業者団体を經由して行わせることは、このような制限行為につながりやすい。

12-1	(許認可申請等の制限)	○ 構成事業者の事業活動に係る許認可等の申請又は届出の内容を制限すること。 (具体例) Xタクシー事業者団体事件(昭和57年(初)第16号)では、タクシー運賃等の引上げについて、構成事
------	-------------	--

業者の認可申請すべき内容を決定し、これに基づいて構成事業者に認可申請をさせたことが、法第8条第1項第4号(現行法第8条第4号)違反とされた。

Yバス事業者団体事件(平成元年(初)第9号)では、貸切バスの増車に係る事業計画変更の認可申請について、構成事業者の増車申請書類の枠を決定し、これに基づいて認可申請させたことが、法第8条第1項第4号(現行法第8条第4号)違反とされた。

Zタクシー事業者団体事件(昭和56年(初)第4号)では、タクシーの増車又は営業所の新設若しくは位置の変更に係る事業計画変更の認可申請について、当該団体の協議を経なければならないことを決定し、これに基づき各構成事業者の増車申請書類の限度を決定し、また、営業所の新設又は位置の変更に係るものについては、その都度当該申請の可否を決定していたことが、法第8条第1項第4号(現行法第8条第4号)違反とされた。

○ 最高額及び最低額の幅をもって許認可等を受けている料金(以下「幅認可料金」という。)について、その幅の中で構成事業者が収受する料金を決定し、又はその維持若しくは引上げを決定すること。
(具体例)

Xバス事業者団体事件(平成元年(初)第9号)では、貸切バスの運賃は行政機関によって認可された基準の運賃率によって計算した金額の上下それぞれ15パーセントの範囲内で事業者が自由に設定できるところ、構成事業者の貸切バスの大口輸送等に係る最低運賃等を決定したことが、法第8条第1項第1号(現行法第8条第1号)違反とされた。

○ 幅認可料金の最低額又は確定額をもって許認可等を受けている料金における当該確定額を下回る実勢料金による取引が平穩公然としてしかも継続的に行われながら主務官庁により法律的に効果のある措置が相当期間にわたり講じられていないような場合において、当該最低額又は当該確定額以下の金額で、構成事業者が収受する料金を決定し、又はその維持若しくは引上げ

12-2
(幅認可料金の幅の中における料金の収受に係る決定)

12-3
(認可料金以下の料金の収受に係る決定)

<p>(3) 公的業務の委託等に関連する違反行為</p>	<p>行政機関等から公的業務の実施のための一定の業務等（以下「公的業務」という。）が事業者団体に委託等された場合に、事業者団体が、公的業務の実施に際して、事業者間で差別的な取扱いをすする等独占禁止法上問題となり得る行為を行うことがあり、例えば次のような行為は違反となる。</p> <p>また、事業者の参入等に当たって事業者団体への加入や事業者団体による同意等を求める行政指導が行われるようなことがあれば、このような行政指導自体が独占禁止法との関係において問題を生じさせるおそれのあるものであるが、このような場合には、事業者団体が、事業者団体への加入に関する了承や参入等に関する同意等について、独占禁止法上問題となる行為を行うことがあり、例えば次のような行為は違反となる。</p>
<p>12-5</p> <p>(公的業務を伴う事業活動における不当な拘束等)</p>	<p>○ 公的業務を伴う事業活動を行う場合において、特定の事業者に対してその事業活動を不当に拘束する条件を付ける等不正な取引方法を用いること。(§ 19) (具体例)</p> <p>X 協同組合事件 (昭和 53 年 (判) 第 1 号) では、農業近代化資金助成法に基づき、組合員に対して、農業近代化資金の貸付け事業を行うに当たり、正当な理由がないのに、組合員が当該組合の競争者から農業機械を購入しないことを条件として、当該組合員と取引したことが、一般指定の 7 (現行一般指定第 11 項) に該当するものとして、法第 19 条違反とされた。</p>
<p>12-6</p> <p>(公的業務の実施等に際しての制限行為)</p>	<p>○ 公的業務を実施するに際して、また、行政指導により事業者が参入等に当たって求められた団体への加入に関する了承や参入等に関する同意等に係る判断に際して、非構成事業者等特定の事業者を不当に差別的に取り扱う等して、新たに事業者が参入することを制限し、若しくは既存の事業者を排除し、又は構成事業者の機能若しくは活動を不当に制限すること。(§ 8-3, § 8-4, § 8-1) (例)</p> <p>① 行政指導によって、団体と保証契約を締結した事業者のみが特定の公的機関への役務供給の事業を行い得るとされている場合において、非構成事業者に対する保証契約の締結を合理的な理由なく拒否し、それら事業者が当該役務供給の事業に参</p>

<p>12-4</p> <p>(届出料金等の収受に係る決定)</p>	<p>を決定すること。</p> <p>○ 届出又は揭示の義務がある料金について、構成事業者が収受する料金を決定し、又はその維持若しくは引上げを決定すること。</p> <p>(具体例)</p> <p>X 一般旅行者等団体事件 (平成 3 年 (勸) 第 13 号) では、旅行業法において、旅行者から収受する旅行業務の取扱料金についての揭示義務及び揭示料金を超えた料金の収受の禁止が規定されているところ、従来、揭示料金を下回った料金を収受し、又は料金を収受しないで旅行業務を行っている場合が多い状況に対応して、揭示料金どおりに取扱料金を収受することを目標とすることを決定し、構成事業者に対し、その趣旨及び構成事業者が取扱料金を収受する際には揭示料金と同一料金の入った明細書を使用することを通知する等したことが、法第 8 条第 1 項第 4 号 (現行法第 8 条第 4 号) 違反とされた。</p>
<p>(2) 公的規制分野における規制されない事項に係る制限行為</p> <p>公的規制分野において、価格等の重要な競争手段であって公的規制によって制限されていない事項について、事業者団体が、1-1 (価格等の決定) 等に挙げられるような制限行為を行う場合には、「1 価格制限行為」等に記述したように、法第 8 条の規定に違反する (下記 (例) ①参照)。公的規制が緩和又は廃止されて規制の対象外となった事項についての制限行為についても同様である (下記 (例) ②参照)。</p>	<p>(例)</p> <p>① ある事業の分野において、事業者の参入や店舗設置については規制されているが、料金については規制されていないにもかかわらず、団体は、構成事業者間での情報交換等を踏まえて、構成事業者が供給する役務の料金を決定すること。</p> <p>② ある役務に関して料金についての公的規制が撤廃され料金設定が自由となったにもかかわらず、団体が、従来の慣行や構成事業者間での情報交換等を踏まえて、構成事業者が供給する役務の料金を決定すること。</p>

活動類型	原則として違反となるもの等	違反となるおそれがあるもの	原則として違反とならないもの等
1. 価格制限行為	1-1 価格等の設定 1-2 再販者価格の制限 (1) 価格制限行為の具体的な形態や手段・方法 1-1(1)-1 最低販売価格の決定 1-1(1)-2 値上げ等の決定 1-1(1)-3 競争価格等の決定 1-1(1)-4 共通の価格算定方式の設定 1-1(1)-5 需要者選別価格等の設定 1-1(1)-6 団体による価格交渉等 (2) 価格制限行為とその実施を確保するための行為 1-1(2)-1 価格制限行為への協力の要請、強要等 1-1(2)-2 安価品の買上げ 1-1(2)-3 価格制限行為の監視のための情報活動 (3) 価格制限行為における「価格」	(注) 「1. 価格制限行為」から「5. 参入制限行為等」の活動類型に関しては、下記「9. 情報活動」、「10. 経営指導」及び「11. 共同事業」も併せて参照されたい。	
2. 数量制限行為	2-1 数量の制限 2-1-1 原材料の購入制限等による数量の制限 2-1-2 数量の限度を示唆する基準の設定による数量の調整		
3. 顧客、販路等の制限行為	3-1 取引先の制限 3-2 市場の分割	3-3 受注の配分、受注予定者の決定等	
4. 設備又は技術の制限行為	4-1 設備の新増設等の制限 4-2 技術の開示又は利用の制限		
5. 参入制限行為等	5-1 参入制限等 5-1-1 商品又は役務の供給制限 5-1-2 商品又は役務の取扱い制限 5-1-3 不当な加入制限又は除名 (1) 不当な加入制限に当たるおそれ強い行為 5-1-3-1 過大な入会金等の徴収 5-1-3-2 店舗の数の制限等 5-1-3-3 直接的な競合関係にある事業者の了承等 5-1-3-4 国籍による制限		(2) 加入条件等に係る行為でそれ自体としては問題とならないもの
6. 不公正な取引方法	6-1 共同の取引拒絶 6-2 その他の取引拒絶 6-3 取引条件等の差別取扱い 6-4 事業者団体における差別取扱い等	6-5 排他条件付取引 6-6 再販者価格の拘束 6-7 拘束条件付取引 6-8 優越的地位の濫用 6-9 競争者に対する取引妨害	
7. 種類、品質、規格等に関する行為		7-1 特定の商品等の開発・供給の制限 7-2 差別的な内容の自主規制等 7-3 自主規制等の強制 7-4 自主認証・認定等の利用の制限	7-5 規格の標準化に関する基準の設定 7-6 社会公共的な目的に基づく基準の設定 7-7 規格の標準化等に係る基準についての自主認証・認定等
8. 営業の種類、内容、方法等に関する行為		8-1 特定の販売方法の制限 8-2 表示・広告の内容、媒体、回数等の限定等	8-3 差別的な内容の自主規制等 8-4 自主規制等の強制
9. 情報活動		9-1 重要な競争手段に具体的に関係する内容の情報活動	9-2 消費者への商品知識等に関する情報の提供 9-3 技術動向、経営知識等に関する情報の収集・提供 9-4 事業活動に係る過去の事実に関する情報の収集・公表 9-5 価格に関する情報の需要者等のための収集・提供 9-6 価格比較の困難な商品又は役務の品質等に関する資料等の提供 9-7 顕微鏡的な需要見通しの作成・公表 9-8 顧客の信用状態に関する情報の収集・提供
10. 経営指導		10-1 統一的なマークアップ基準等を示す方法による原価計算指導等	10-2 知識の普及及び技能の訓練 10-3 個別的经营指導 10-4 原価計算の一時的な方法の作成等 10-5 参加事業者の市場・フェアの合符が低い共同事業 10-6 顧客の利便等のための共同事業 10-7 競争への影響の乏しい共同事業
11. 共同事業		11-1 共同販売等 11-2 共同運送・共同保管 11-3 共同事業への参加の強制等	(6) 国、地方公共団体等に対する要望又は意見の表明
12. 公的規制、行政等に関連する行為	(1) 許認可、届出等に関連する制限行為 12-1 許認可申請等の制限 12-2 経路許可等の届出における料金の收受に係る決定 12-3 認可料金以下の料金の收受に係る決定 12-4 届出料金等の收受に係る決定 (2) 公的規制分野における規制されていない事項に係る制限行為 (3) 公的業務の委託等に関連する違反行為 12-5 公的業務を伴う事業活動における不当な拘束等 12-6 公的業務の実施等に際しての制限行為 (5) 入札談合		

入することを制限すること。
 ② 行政指導によっては、事業者が店舗を新規に開設するに当たっては、団体の地区部会の同意を求め、その同意を得る場合において、当該部会が、ある事業者について、合理的な理由なく同意を拒み、その事業者が参入することを制限すること。
 ③ 行政指導によっては、事業者が設備投資のための公的融資を申し込むに当たっては、団体の同意を得た上で行うものとされている場合において、同意に当たって構成事業者の設備投資の内容を不当に制限すること。

(4) 行政指導により誘発された行為

特定の政策目的の実現のために行政機関によって事業者団体に対して行政指導が行われる場合があるが、事業者団体の行為については、たとえそれが行政機関の行政指導により誘発されたものであっても、独占禁止法の適用が妨げられるものではない。

行政指導に関する独占禁止法上の考え方については、「行政指導に関する独占禁止法上の考え方」(平成6年6月30日公表)で明らかにしたところであり、公正取引委員会としては、その趣旨を踏まえ、事業者団体の行為に関する行政指導で独占禁止法との関係において問題を生じさせるおそれのあるものについては、関係行政機関と事前に所要の調整を図ることとしている。

(5) 入札談合

公共的な入札において、入札に参加しようとする者等が構成事業者とする事業者団体が、入札に係る受注予定者、最低入札価格等を決定しようとする(いわゆる入札談合)は、公共的な入札の制度の実質を失わせるとともに、独占禁止法の規定に違反する行為である。

入札に係る事業者及び事業者団体の活動と独占禁止法との関係に関する考え方は、国、地方公共団体等に対する要望又は意見の表明を参照されたい。

(6) 国、地方公共団体等に対する要望又は意見の表明

事業者団体が、国、地方公共団体等に対して、法律・制度の内容や運用に関して、一般的な要望又は意見の表明を行うことは、それ自体としては、独占禁止法上問題とならない。

事業者団体等の活動に係る独占禁止法に関する相談事例（概要）

（平成18年度から平成27年度の「独占禁止法に関する相談事例集」より抜粋）

【会合の運営】（事業者団体における決定内容に関する事例）

1 事業者団体による小切手の無料推奨の決定

【価格制限行為】（平成27年度）

金融機関を会員とする団体が、特殊詐欺被害の未然防止策として、多額の預金を引き出そうとする高齢の顧客に、現金の利用に代えて小切手の利用を無料で勧めることを決定することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

2 協同組合による標準価格等の決定

【協同組合の活動に関するもの】（平成27年度）

建築資材の製造販売業者の協同組合が、組合員が顧客に請求する割増料金の参考となる価格を示すことについて、独占禁止法上問題となると回答した事例

3 事業者団体による浄化槽の水質検査、保守点検及び清掃の標準料金表の作成

【価格制限行為】（平成26年度）

浄化槽の水質検査業者、保守点検業者及び清掃業者を会員とする団体が、浄化槽の水質検査、保守点検及び清掃の標準料金表を作成することについて、独占禁止法上問題となると回答した事例

4 事業者団体による宿泊料金の過度な値上げ抑制の要請

【価格制限行為】（平成26年度）

宿泊業者を会員とする団体が、会員に対して、我が国で開催される国際的な大規模行事の開催期間中に会員が設定する宿泊料金に関し、海外で開催された過去の当該行事において宿泊料金が高騰した事例を示し、過度な値上げの抑制を要請することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

5 事業者団体による中古品ユーザーへの消耗品販売の禁止

【顧客、販路等の制限行為】（平成26年度）

医療機器メーカーを会員とする団体が、会員に対して、中古品の医療機器のユーザーへの消耗品の販売を禁止することについて、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例

【統計業務（情報活動）】

1 事業者団体による情報の収集及び提供

【情報活動】（平成27年度）

製造設備メーカーを会員とする団体が、会員に対して、地域別の販売台数についてアンケート調査を行い、個々の会員の情報を明示することなく、その結果を公表することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

2 事業者団体による情報の収集及び提供

【情報活動】（平成27年度）

役務を提供する事業者を会員とする団体が、法改正後の会員の役務提供に係る料金に関する情報を収集し、会員ごとの料金が具体的に分かるような形で会員等に提供することについて、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例

3 事業者団体による情報の収集及び提供

【情報活動】（平成27年度）

貨物運送事業者を会員とする団体が、既に公表されている情報を収集し、会員に対しメール・マガジンにより提供することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

4 価格に関する情報の収集及び公表

【情報活動】（平成23年度）

機械製品のメンテナンス業者を会員とする団体が、会員に対してメンテナンス費用についてアンケート調査を行い、その結果を会員、消費者等に公表することは、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

5 事業者団体による標準積算資料の作成

（平成19年度）

コンクリート構造物の強度測定を行う業者等の団体が、発注者からの問い合わせ等に対応するため、会員事業者から費用項目ごとの単価が掲載された積算内訳書を収集し、標準積算資料を作成・公表することは、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例

【自主規制等， 自主認証・認定等】

1 事業者団体による火気器具の消耗品の使用期限の設定

〔種類， 品質， 規格等に関する行為〕（平成25年度）

火気器具等メーカーを会員とする団体が，火気器具による事故を防ぐために，火気器具に用いる消耗品の使用期限を設定し，会員に対し，消耗品の使用期限を表示するよう要請することについて，独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

2 事業者団体による環境への影響が懸念される製品の製造販売を停止する取決め

〔種類， 品質， 規格等に関する行為〕（平成24年度）

建築資材メーカーを会員とする団体が，地球温暖化防止を目的として，温室効果を有さない新型品の商品化に伴い，温室効果を有する化学物質を原材料とする建築資材の製造販売を停止するよう取り決めることについて，独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

3 事業者団体による自主基準に基づく広告審査

〔営業の種類， 内容， 方法等に関する行為〕（平成24年度）

食料品メーカーを会員とする団体が設定した広告に関する自主基準の実効性を確保するため，新たに団体内に設置する広告審査機関において，会員及び非会員の広告を審査し，自主基準に反する広告を行う事業者に対して改善要請等を行うことについて，独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

4 事業者団体による徴収金に関する自主基準の設定

〔営業の種類， 内容， 方法等に関する行為〕（平成24年度）

有料老人ホーム等の運営事業者を会員とする団体が，施設の入居者が前もって支払う入居一時金に関して，内容が不明確なサービスの対価を徴収せず，原則として家賃とすること等を内容とする自主基準を設定することについて，入居一時金の内容を入居者に分かりやすくする取組であり，会員が設定する家賃を制限するものではないことなどから，独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

5 事業者団体による適合マークを貼付した検査機器の使用の義務付け

〔自主規制等の強制〕（平成21年度）

検査機器の販売業者，検査業者等を会員とする団体が，会員に対し，当該団体が付与する適合マークを貼付した検査機器の使用を義務付けることは，独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例

【経営指導】

事業者団体による会員に対する経営指導

(平成18年度)

自動車・産業用機械の部材・部品メーカーの団体が、会員に対して原価計算や見積りに係る経営指導を行うことは、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

【共同事業】

1 農業協同組合による共同購買事業の利用強制

〔協同組合の活動に関するもの〕(平成27年度)

農業協同組合が、組合員に対し、農業用の機械購入のための補助金を支給するに当たり、機械及び資材を協同組合の共同購買事業を通じて購入することを条件とすることについて、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例

2 事業者団体による大規模災害時の被災地への救援物資の共同配送等

〔共同事業〕(平成24年度)

運送事業者を会員とする団体が、自治体から要請された期間において、大規模災害発生時に支援側の自治体から救援物資の運送業務を一括受注して会員等に割り当てることについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

3 事業者団体による共同物流スキームの構築

〔共同事業〕(平成22年度)

国際航空貨物利用運送事業者等を会員とする団体が、A空港・B空港間の共同物流事業を行うことは、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

4 事業者団体によるCD等の値引き販売

〔共同販売等〕(平成21年度)

CD及びDVDの小売業者を会員とする団体が、不良在庫となっているCD等を会員から集め、バーゲンセールを実施することは、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

5 事業者団体による共同発注システムの構築

〔共同販売等〕(平成21年度)

建設業者を会員とする団体が、会員向けの数量積算共同発注システムを構築することは、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

6 事業者団体によるリサイクルシステムの構築

[リサイクル] (平成21年度)

防災用品のメーカーを会員とする団体が、再資源化の促進及び廃品による事故の防止のため、リサイクルシステムを構築することは、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

- 事例の詳細及びその他の事例は公正取引委員会のウェブサイトに掲載。
→ (<http://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/index.html>)
- 相談の内容は、事前相談制度に基づいて公表した事例を除き、相談者の秘密保持に配慮して、相談者名等を匿名とし、また、参考となるよう具体的に分かりやすくするための修正等を行った上で取りまとめたものであり、必ずしも実際の事案と一致するものではない。
- 相談に対する回答は、相談者の説明及び相談者から提出された資料に基づき、その限りにおいて独占禁止法上の考え方を示したものであり、必ずしも他の事業者団体等の活動についてそのまま当てはまるものではない。

事業者団体に対する法的措置一覧 (平成18年度～)

一連番号	事件番号	件名	内容	違反法条	措置年月日
1	27 (措) 6	東京湾水先区水先人会に対する件	各会員が自らの判断により水先の利用者と契約して水先を引き受けることを制限し、水先料の調整配分を行っている。	8条4号	27.4.15
2	27 (措) 7	伊勢三河湾水先区水先人会に対する件	各会員が自らの判断により水先の利用者と契約して水先を引き受けることを制限し、水先料の調整配分を行っている。	8条4号	27.4.15
3	27 (措) 4	岡山県北生コンクリート協同組合に対する件	取引先が生コンを非組合員から購入した場合には当該取引先との以後の取引条件を現金による定価販売とする旨を決定し、取引先に対してその旨を告知することにより、取引先に非組合員から生コンを購入しないようにさせている。	19条（一般指定14項）	27.2.27
4	27 (措) 2	福井県経済農業協同組合連合会に対する件	特定共乾施設工事について、受注予定者を指定するとともに、受注予定者が受注できるように、入札参加者に入札すべき価格を指示し、当該価格で入札させることによって、これらの事業者の事業活動を支配していた。	3条前段	27.1.16
5	27 (措) 1	網走管内コンクリート製品協同組合に対する件	特定コンクリート二次製品について、需要者ごとに契約予定者として組合員等のうち1社を割り当て、その販売価格に係る設計価格からの値引き率を制限する決定をしていた。	8条1号	27.1.14
6	26 (措) 5	一般社団法人吉川松伏医師会に対する件	会員が設定するインフルエンザ任意予防接種の料金を決定し、会員に周知していた。	8条1号	26.2.27
7	21 (措) 24	大分大山町農業協同組合に対する件	双方出荷登録者に対し、他の事業者が運営する「元氣の駅」と称する農産物直売所に直売用農産物を出荷しないようにさせること及びその手段として、双方出荷登録者に対し、元氣の駅に直売用農産物を出荷した場合には自らが運営する「木の花ガルテン」と称する農産物直売所への直売用農産物の出荷を取りやめるよう申し入れることを内容とする基本方針に基づき双方出荷登録者に対して元氣の駅に直売用農産物を出荷した場合には木の花ガルテンへの直売用農産物の出荷を取りやめるよう申し入れるとともに、木の花ガルテンの出荷登録者に対して当該基本方針を周知すること等により、木の花ガルテンの出荷登録者に対し、元氣の駅に直売用農産物を出荷しないようにさせている。	19条（一般指定13項）	21.12.10
8	21 (措) 2	社日本音楽著作権協会に対する件	音楽著作物の著作権に係る著作権等管理事業を営むに当たり、放送事業者から包括徴収の方法により徴収する放送等使用料の算定において、放送等利用割合が当該放送等使用料に反映されないような方法を採用していることにより、他の管理事業者の事業活動を排除している。	3条前段	21.2.27
9	19 (措) 10	社滋賀県薬剤師会に対する件	滋賀県内において医薬品の販売事業を営む薬局開設者等のうち、社滋賀県薬剤師会の正会員である管理薬剤師であって、個人で自ら業として医薬品の販売を行う薬局開設者等に対し、新聞折り込み広告に一般用医薬品の販売価格を表示しないようにさせている。	8条1項4号	19.6.18

事業者団体に対する警告一覧 (平成18年度～)

一連番号	件名	内容	関係法条	警告年月日
1	西日本私立小学校連合会に対する件	西日本私立小学校連合会（以下「西私小連」という。）、京都私立小学校連合会（以下「京私小連」という。）、大阪府私立小学校連合会（以下「大私小連」という。）及び兵庫県私立小学校連合会（以下「兵私小連」という。）の4団体の次の①及び②の行為のうち、西私小連によるものが、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県における私立小学校が提供する教育サービスの取引分野における競争を実質的に制限していた疑い、また、京私小連、大私小連及び兵私小連によるものが、それぞれ、自らが所在する府県における私立小学校が提供する教育サービスの取引分野における競争を実質的に制限していた疑い。	8条1号	27. 6. 30
2	京都市立小学校連合会に対する件	① 4団体は、自らに加盟する私立小学校（以下「加盟校」という。）の経営の安定化を図るなどのため、それぞれ、次の行為を行っていた。 i 西私小連は、平成24年5月25日に開催した総会において、同一府県又は近隣府県の加盟校間における児童の転出入については原則として認めないことを決定し、以後、加盟校にこれを周知していた。 ii 京私小連は、遅くとも平成18年頃以降、加盟校間における児童の転出入については原則として認めないことを申し合わせていた。 iii 大私小連は、平成22年2月12日に開催した総会において、加盟校間における児童の転出入については原則として認めないことを決定し、以後、加盟校にこれを周知していた。 iv 兵私小連は、平成22年5月10日に開催した理事会において、加盟校間における児童の転出入については原則として認めないことを決定し、以後、加盟校にこれを周知していた。		
3	大阪府私立小学校連合会に対する件	② 4団体は、平成25年3月26日、翌年4月に京都府向日市において洛南高等学校附属小学校の新設を予定していた学校法人真言宗洛南学園を訪問し、当該学校法人に対し、当該小学校の新2年生90名及び新3年生90名の転入学試験の実施に際して、それぞれの行為を行っていた。 i 西私小連は、京都府及びその近隣府県の私立小学校からの児童の転入を受け入れないことを要望した。 ii 京私小連は、京都府の私立小学校からの児童の転入を受け入れないことを要望した。 iii 大私小連は、大阪府の私立小学校からの児童の転入を受け入れないことを要望した。 iv 兵私小連は、兵庫県の私立小学校からの児童の転入を受け入れないことを要望した。		
4	兵庫県私立小学校連合会に対する件	これらの要望の結果、学校法人真言宗洛南学園は、京都府の私立小学校に在籍している児童は受験を遠慮するよう洛南高等学校附属小学校の転入学試験に係る募集要項に記載した。		
5	山形県庄内地区に所在する農業協同組合に対する件	山形県の庄内地区に所在する5農協が、特定主食用米の販売手数料について、平成23年1月13日に山形県酒田市所在の全国農業協同組合連合会の山形県本部庄内統括事務所で開催した5農協の組合長による会合において、特定主食用米の販売手数料を平成23年産米から定額とするとともに、その算定方式及び金額については、営農担当部長級の者の中で検討することとし、それを受けて同年2月1日に同所で開催した5農協の営農担当部長級の者による会合において、特定主食用米の販売手数料を平成23年産米から1俵当たり410円（消費税相当額を除く。）を目安として定額とすることとし、特定主食用米の集荷分野における競争を実質的に制限していた疑い。	3条後段	26. 9. 11
6	志賀高原索道協会に対する件	志賀高原索道協会の次の①ないし③の行為が、志賀高原に所在するスキー場のリフト券の販売分野における競争を実質的に制限している疑い。 ① 遅くとも平成15年12月頃以降、志賀高原に所在するスキー場において特定の会員のリフトでのみ利用できる乗車券（以下「自社券」という。）について、会員が志賀高原索道協会の承諾を得ずに発券することを制限している。 ② 発券を承諾した自社券のうち、1回券については遅くとも平成15年12月頃以降、学校授業券等については遅くとも平成20年頃以降、会員が販売する料金を決定している。 ③ 発券を承諾した自社券のうち、平日自社エリア券については平成24年7月14日以降、自社エリア券については平成25年7月25日以降、平日自社エリア券又は自社エリア券と他の商品が組み合わせられた旅行業者等が販売する企画商品としての販売のみを認め、会員が自社のリフト券売場で販売するなど会員による平日自社エリア券又は自社エリア券のみでの販売を禁止している。	8条1号（平成21年改正前の8条1項1号）	26. 2. 19
7	紀州田辺梅干協同組合に対する件	遅くとも平成20年以降、毎年7月頃に、その年に生産される特定白干梅について両組合の組合員が農家から購入すべき価格を決定することにより、特定白干梅の購入分野における競争を実質的に制限していた疑い。	8条1号（平成21年改正前の8条1項1号）	24. 6. 14
8	紀州みなべ梅干協同組合に対する件			
9	鹿児島県コンクリート製品協同組合に対する件	平成21年8月頃以降、鹿児島県本土地区において、土木工業者等に道路用コンクリート製品を販売するに当たり、鹿児島県コンクリート製品協同組合に加入していない道路用コンクリート製品の製造業者（以下「員外社」という。）を共同販売事業に参加させ道路用コンクリート製品の販売価格の低落防止を図るため、受注活動が員外社と競合した土木工業者等に限り、鹿児島県コンクリート製品協同組合の販売価格をその供給に要する費用を著しく下回る価格等に引き下げることにより、員外社の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせている疑い。	19条（2条9項2号）	24. 3. 27
10	事業協同組合群馬県GBX工業会に対する件	遅くとも平成18年9月ころ以降、群馬県型暗渠側溝（以下「GBX側溝」という。）の販売価格の低落防止を図るため、以下の①及び②により、群馬県下の暗渠側溝の販売分野における競争を実質的に制限している疑いのある行為を行っている。 ① 事業協同組合群馬県GBX工業会（以下「GBX工業会」という。）が管理するGBX側溝に係る知的財産権の実施権の許諾についてGBX工業会の組合員であることを条件とした上で、当該実施権の許諾の範囲をGBX工業会を介した取引に限定し、製造されるGBX側溝の全量がGBX工業会を通じて販売されるようにすること ② GBX工業会の組合員等の間においてGBX工業会からGBX側溝を購入して建設業者等に販売すべき者を決定させ、また、GBX工業会の組合員等が販売するGBX側溝の建設業者等向け販売価格の目安となる価格を決定すること	8条1号（平成21年改正前の8条1項1号）	23. 1. 19
11	J A新はこだて花卉生産出荷組合に対する件	平成15年1月ころ以降、J A新はこだて花卉生産出荷組合（以下「花卉組合」という。）の組合員が生産する花きについて、そのすべてを新函館農業協同組合（以下「新函館農協」という。）に出荷すること等を内容とする規約を定めるとともに、これに反して新函館農協以外の者に出荷した花卉組合の組合員を議決権のない準組合員に降格させるなどして、花卉組合の組合員に対し、そのすべてを新函館農協に出荷するようにさせることにより、花卉組合の組合員の事業活動を不当に制限している疑いのある行為を行っている。	8条4号（平成21年改正前の8条1項4号）	22. 7. 14

一連番号	件名	内容	関係法条	警告年月日
12	岐阜県私立中学高等学校協会に対する件	岐阜県私立中学高等学校協会に加盟する私立高等学校の入学検定料について協会の設定した金額以上の金額とすること、入学金等の入学時の学納金について協会の設定した金額に準じた金額とすること及び授業料等の月額学納金について前年度の金額より引き下げようとする場合にはあらかじめ周辺の私立高等学校の了解を得ることを申し合わせていた疑い。	8条1項1号	19.11.30
13	愛媛県ハイヤー・タクシー協会松山支部に対する件	松山支部の会員以外の旧松山市においてタクシー事業を営む者に対し、松山支部が管理運営するタクシー乗り場への乗り入れを禁止するとともに、松山共同集金が同社発行の共同乗車券の取引を拒絶している状況において、 ① 平成17年3月1日に開催した理事会において、旧松山市においてタクシー事業を開始した法人事業者から同支部へ入会の申出があった場合、営業開始から約1年間は入会を認めないこと ② 平成18年3月16日に開催した理事会において、旧松山市においてタクシー事業を開始した個人事業者については、同支部の会員としての取扱いを認めないことを決定することにより、同支部が会員の地区として旧松山市のタクシー業の事業分野における事業者の数を制限している 松山支部が管理運営するタクシー乗り場のうち、伊予鉄道松山市駅前及び松山赤十字病院内のタクシー乗り場において、乗り入れ上限台数を各会員の保有車両数に一定率を乗じた車両数とし、2年ごとに割り当てることとしているところ ① 平成18年3月16日に開催した理事会において、今後、新規に各乗り場への乗り入れを希望する会員に対する乗り入れ上限台数を次回の割当てまでの間、保有車両数にかかわらず、1台のみとすること ② 平成18年5月22日に開催した理事会において、各会員の乗り入れ上限台数について、既存の会員は平成14年1月末日時点の保有車両数を基に算定することとし、それ以降の増車を考慮しないこと、また、平成14年2月以降に同支部に入会した会員は入会時における保有車両数を基に算定することとし、それ以降の増車を考慮しないことを決定することにより、同支部の会員の事業活動を不当に制限している疑い。	8条1項3号	19.6.28
14	(社)埼玉県獣医師会に対する件	平成18年度以降に埼玉県の区域内の市町村が委託する集合狂犬病予防注射について、専ら自らが同市町村と契約を締結して実施するため ① 平成17年9月30日に開催した理事会において、専ら自らが埼玉県の区域内の市町村と契約を締結して実施していく旨の決議を行い、決議に従わない会員に対し埼玉県獣医師会から除名することとなる旨を通知すること等により、会員が独自に同市町村と契約を締結することを不当に制限していた ② 狂犬病予防注射で使用するワクチンの販売業者及び資材の販売業者に対し、独自に契約を締結して集合狂犬病予防注射を実施しようとする会員と取引しないよう要請することにより、不当に、これらの販売業者に、会員に対する当該ワクチン及び資材の取引を拒絶させるようにしていた疑い。	8条1項4号、5号	18.9.29
15	土幌町農業協同組合に対する件	① 組合員が生産資材等を購入するための「畜産事業勘定(肉牛)」及び「営農貸付金」と称する短期貸付金について、土幌町農業協同組合(以下「JA土幌町」という。)から生産資材を購入する場合に限り、組合員に当該短期貸付金の融資を行うものとする ② 肉用牛生産業を営む組合員に対する土地、牛舎等の生産設備の賃貸借等の契約において、当該組合員がJA土幌町以外の者から生産資材を購入し、JA土幌町以外の者を通じて肉用牛を販売した場合には、無条件で当該賃貸借等の契約を解除することができるものとするとしており、組合員の事業活動を不当に拘束する条件を付けて、当該組合員と取引している疑い。	19条(一般指定13項)	18.7.21
16	京都農業協同組合に対する件	米の生産及び出荷に係る共同利用施設である育苗センター、ライスセンター及びカントリーエレベーターの3施設(以下「3施設」という。)について、遅くとも平成13年以降(カントリーエレベーターについては、平成15年以降) ① 京都農業協同組合(以下「JA京都」という。)から生産資材を購入しない場合には各施設の利用を断ることがある旨を3施設それぞれの利用案内文書に記載して、組合員に対して周知することにより、当該組合員にJA京都から生産資材を購入するようにさせていた ② JA京都を通じて米を出荷しない場合には各施設の利用を断ることがある旨を3施設それぞれの利用案内文書に記載して、組合員に対して周知することにより、当該組合員にJA京都を通じて米を出荷するようにさせていた疑い。	19条(一般指定13項)	18.7.14
17	(社)全国クレーン建設業協会茨城支部に対する件	支部会員の移動式クレーンを使用する作業に係る料金を引き上げることを決定し、支部会員をしてこれを実施させていた疑い。	8条1項1号	18.7.7
18	愛知県クレーン協同組合に対する件	組合員の移動式クレーンを使用する作業に係る料金を決定し、組合員をしてこれを実施させていた疑い。	8条1項1号	18.7.7
19	小松空港構内タクシー営業会に対する件	平成17年11月16日付けで「小松空港構内タクシー営業会規約」と称する内部規程を改定し、小松空港構内へのタクシーの新規乗り入れを希望し、同会への入会を申し出た事業者に対し、同規程において、「申し込み日より2年間を待機期間とする」旨を定めることにより、小松空港構内のタクシー業の事業分野における事業者の数を制限していた疑い。	8条1項3号	18.7.4
20	小松地区タクシー協会小松駅構内会に対する件	平成17年11月16日付けで「小松地区タクシー協会小松駅構内会規約」と称する内部規程を制定し、小松駅構内へのタクシーの新規乗り入れを希望し、同会への入会を申し出た事業者に対し、同規程において、「申し込み日より2年間を待機期間とする」旨を定めることにより、小松駅構内のタクシー業の事業分野における事業者の数を制限していた疑い。	8条1項3号	18.7.4

事業者団体に対する要請等一覧
(平成18年度～)

一連番号	件名	行為の内容	要請等の内容	違反法条	措置年月日
1	伊勢三河湾水先区水先人会对する件 (排除措置命令)	各会員が自らの判断により水先の利用者と契約して水先を引き受けることを制限し、水先料の調整配分を行っている。	東京湾水先区水先人会及び伊勢三河湾水先区水先人会による構成事業者の機能又は活動の不当な制限事件において、日本水先人会連合会が、水先の引受けに関する事務要領の雛形に水先の利用者からの指名の制限につながる受付条件を規定し、水先人会に示した行為は、東京湾水先区水先人会及び伊勢三河湾水先区水先人会の違反行為の一部の行為を誘発したものと認められることから、同連合会に対し、雛形を見直すとともに、今後、水先人会が違反行為と同様の行為を行うことのないように、全国の水先人会に対する指導方要請した。	8条4号	27.4.15
	東京湾水先区水先人会对する件 (排除措置命令)	各会員が自らの判断により水先の利用者と契約して水先を引き受けることを制限し、水先料の調整配分を行っている。	さらに、全国の水先人会を所管する国土交通省に対し、今後、水先人会が違反行為と同様の行為を行うことのないように、全国の水先人会を指導するよう要請を行った。	8条4号	
2	農業協同組合等が発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設及び精米施設の製造請負工事等の施工業者に (排除措置命令)	特定農業施設工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	農業協同組合等が発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設及び精米施設の製造請負工事等の受注調整事件において、全国農業協同組合連合会の県本部の担当者が、特定の施工業者に対して受注者についての意向を示す等の行為を行い、また、補助金等の助成対象について、原則、競争入札等を実施しなければならないにもかかわらず、競争入札等を実施したかのように体裁を整えるための行為を行っていたことから、同連合会に対し、同様の行為が再び行われることのないよう適切な措置を講ずることを申し入れた。	3条後段	27.3.26
3	北海道に所在する農業協同組合等が発注する低温空調設備工事の工業業者に対する (排除措置命令)	農協等発注の特定低温空調設備工事について、受注予定者が受注できるようにしていた。	北海道に所在する農業協同組合等が発注する低温空調設備工事の受注調整事件において、ホクレン農業協同組合連合会の担当者が、特定の工業業者に対して受注予定者についての意向を示す等の行為を行っていたことから、同連合会に対し、同様の行為が再び行われることがないよう適切な措置を講ずることを申し入れた。	3条後段	27.1.20
4	福井県経済農業協同組合連合会に対する (排除措置命令)	特定共乾施設工事について、受注予定者を指定するとともに、受注予定者が受注できるように、入札参加者に入札すべき価格を指示し、当該価格で入札させることによって、これらの事業者の事業活動を支配していた。	福井県経済農業協同組合連合会による私的独占事件において、福井市農業協同組合が、福井県実施の補助事業等により発注した工事の一部について、原則、指名競争入札により契約しなければならないにもかかわらず、入札等の方法によらずに既設業者に発注し、適正な入札を実施したかのように体裁を整えていたことから、同組合に対し、同様の行為を再び行わないよう申し入れた。また、福井県所在の農協が、同県実施の補助事業により発注した食味分析計の調達に係る入札について、原則、指名競争入札により契約しなければならないにもかかわらず、入札等の方法によらずに福井県経済農業協同組合連合会に発注し、適正な入札を実施したかのように体裁を整えていたところ、同連合会が、この行為に関与していたことから、同連合会に対し、同様の行為を再び行わないよう申し入れた。	3条前段	27.1.16
5	山形県庄内地区に所在する農業協同組合に対する (警告)	山形県の庄内地区に所在する5農協が、特定主食用米の販売手数料について、(中略)特定主食用米の販売手数料を平成23年産米から定額とするともに、その算定方式及び金額については、(中略)特定主食用米の販売手数料を平成23年産米から1俵当たり410円(消費税相当額を除く。)を目安として定額とすることとし、特定主食用米の集荷分野における競争を実質的に制限していた疑い。	山形県庄内地区に所在する農業協同組合による価格カルテル事件(警告事件)において、山形県農業協同組合中央会の求めを受けてカルテルの疑いのある行為が行われたことから、同中央会に対し、会員による私的禁止法違反行為を誘発しないよう、指導等を行うに際しては、その趣旨・内容を明確にして行うよう要請した。また、全国農業協同組合連合会の山形県本部庄内統括事務所において、カルテルの疑いのある行為に係る会合が開催され、同事務所の職員が出席するなどしていたことから、同本部に対し、私的禁止法の周知徹底のための措置を講ずるよう要請した。	3条後段	26.9.11
6	東日本地区に交渉担当部署を有する大口需要者向け段ボールケースの製造業者に対する (排除措置命令)	特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工費を引き上げる旨を合意していた。	東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件において、東日本段ボール工業組合の会合の場を利用して販売価格に係る合意及び情報交換が行われ、会合に出席していた事務局は、価格に関する情報交換を取りやめさせるための措置を何ら講じなかったことを踏まえ、同組合に対し、同様の行為が行われないよう、再発防止のための措置を講じるよう申し入れた。	3条後段	26.6.19
7	異性化糖の製造業者らに対する (排除措置命令)	特定異性化糖の販売価格を引き上げる旨を合意していた。	異性化糖及び水あめ・ぶどう糖の製造業者らによる価格カルテル事件において、異性化糖及び水あめ・ぶどう糖の販売価格に係る事業者間の合意及び情報交換が日本スターチ・糖化工業会の会合の場を利用して行われており、同工業会の専務理事は、当該会合の場において、異性化糖等の販売価格に関する情報交換が行われていたことを認識していたにもかかわらず、これを取りやめさせるための措置を何ら講じなかったことから、日本スターチ・糖化工業会に対し、今後、同会合の場で同様の行為が行われないよう、再発防止のための措置を講じるよう要請した。	3条後段	25.6.13
8	LPガス容器の製造業者らに対する (排除措置命令)	鋼材等の購入価格の変動に対応して特定LPガス容器の需要者向け販売価格の改定を行う旨を合意していた。	6社が、工業会の業務委員会等の会合の場を利用して、左記の合意、当該合意に基づき特定LPガス容器の需要者向け販売価格の改定を行うための実施方針の決定等をしてきた事実及び業務委員会等の会合の場に出席した工業会の専務理事が、会合の場で決定された当該販売価格の改定内容を工業会の理事会に報告していた事実が認められたため、公正取引委員会は、工業会に対し、今後、工業会の会合の場で、左記の合意等と同様の行為が行われないよう、再発防止のための措置を講じるよう要請した。	3条後段	23.6.24
9	J A新はこだて花卉生産出荷組合に対する (警告)	平成15年1月ころ以降、J A新はこだて花卉生産出荷組合(以下「花卉組合」という。)の組合員が生産する花きについて、そのすべてを新函館農業協同組合(以下「新函館農協」という。)に出荷すること等を内容とする規約を定めるとともに、これに反して新函館農協以外の者に出荷した花卉組合の組合員を議決権のない準組合員に降格させるなどとして、花卉組合の組合員に対し、そのすべてを新函館農協に出荷するようにさせることにより、花卉組合の組合員の事業活動を不当に制限している疑いのある行為を行っている。	新函館農協は花卉組合の事務局を務めているところ、新函館農協の職員が、左記の規約の制定等に係る事務に携わるとともに、左記の行為について検討するために開催された花卉組合の総会、役員会等に出席していた事実が認められた。このため、公正取引委員会は、新函館農協に対し、花卉組合及び花卉組合以外の新函館農協の組合員で構成される事業者団体が、今後、左記と同様の行為を行うことのないよう、新函館農協の職員に対し私的禁止法の研修を行うなど再発防止のための措置を講ずるとともに、これら事業者団体に対し同様の行為を行わないための指導を着実に実施することを要請した。	8条4号(平成21年改正前の8条1項4号)	22.7.14

一連番号	件名	行為の内容	要請等の内容	違反法条	措置年月日
10	国際航空貨物利用運送事業者に対する件 (排除措置命令)	国際航空貨物利用運送業務の運賃及び料金について、荷主向け燃油サーチャージ、一定額以上のAMSチャージ、一定額以上のセキュリティチャージ及び一定額以上の爆発物検査料を荷主に対し新たに請求する旨を合意していた。	14社が、協会の国際部役員会の会合の場を利用して、左記の合意、当該合意の実効を確保するための荷主向け燃油サーチャージ、AMSチャージ及びセキュリティチャージの收受状況の発表等をしてきた事実及び同会合に協会の理事長等が出席していた事実が認められたため、当委員会は、協会に対して、今後、協会の会合の場で、左記と同様の行為が行われないよう、再発防止のための措置を講じるよう要請した。	3条後段	21.3.18
11	財団法人結核予防会発注の医療用エックス線装置の入札参加業者に対する件 (排除措置命令)	結核予防会が指名競争入札の方法により発注する特定の医療用エックス線装置に係る検診車について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	結核予防会は、毎年度、同会発注の特定検診車のうち、当該年度において発注を予定するものについて、その入札前に、3社の中から選定した落札を予定する者、当該落札を予定する者からの購入予定価格等を記載した一覧表を作成して3社に配布していたところ、この行為は、特定の者を競争入札に係る契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示するものであって、左記の違反行為を誘発し、助長させたものであると認められたことから、公正取引委員会は、公正かつ自由な競争を確保するため、同会に対し、今後、競争入札において、同様の行為を行わないよう適切な措置を講じることを要請した。	3条後段	20.3.31
12	岐阜県私立中学高等学校協会に対する件 (警告)	岐阜県私立中学高等学校協会に加盟する私立高等学校の入学検定料について協会の設定した金額以上の金額とすること、入学金等の入学時の学納金について協会の設定した金額に準じた金額とすること及び授業料等の月額学納金について前年度の金額より引き下げようとする場合にはあらかじめ周辺の私立高等学校の了解を得ることを申し合わせていた疑い。	日本私立中学高等学校連合会に対し、今後、日本私立中学高等学校連合会の加盟団体が左記と同様の行為を行うことのないように、加盟団体に本件警告の趣旨を徹底するよう要請した。	8条1項1号	19.11.30
13	社団法人全国クレーン建設業協会茨城支部に対する件	支部会員の移動式クレーンを使用する作業に係る料金を引き上げることと決定し、支部会員をしてこれを実施させていた疑い。	社団法人全国クレーン建設業協会に対し、今後、傘下支部又は会員が左記と同様の行為を行うことのないように、傘下支部及び会員を指導するよう要請した。	8条1項1号	18.7.7
14	塩ビ床シート汎用品の製造販売業者に対する件 (排除措置命令)	沖縄県の区域を除く全国における塩ビ床シート汎用品の1ダブルメートル当たりの下代について最低販売価格を平成16年12月21日以降に新規に引合いがあった場合、2.0ミリメートル厚のものについて1300円、2.5ミリメートル厚のものについて1400円とそれぞれ設定すること等(中略)を合意していた。	3社の国内営業責任者が、工業会の事業運営委員会に係る会合の休憩時において、塩化ビニル床シートの市況に関する情報交換等を行っていた事実が認められたため、当委員会は、工業会に対して、事業運営委員会等の場において販売価格の改定についての情報交換が行われることがないように留意するよう要請した。	3条後段	18.5.26
	2.8ミリ厚複合塩ビ床シートの製造販売業者に対する件 (排除措置命令)	沖縄県の区域を除く全国における2.8ミリ厚複合塩ビ床シートの1ダブルメートル当たりの下代について最低販売価格を平成17年4月1日以降に新規に引合いがあった場合には、2200円と設定すること等を合意していた。		3条後段	
	汎用タイルカーベットの製造販売業者に対する件 (排除措置命令)	汎用タイルカーベットの1枚当たりの下代について最低販売価格を平成17年4月1日以降に新規に引合いがあった場合、取引先卸売業者を通じて販売するものについては260円と、直接内装工事業者に販売するものについては270円と設定すること等を合意していた。		3条後段	

アンケート調査票

回答に当たっての留意事項

- アンケート調査票の回答項目は、同封されている「アンケート調査票の回答項目の確認（フローチャート）」にて確認してください。
- アンケート調査票への回答は、同封されているCD-R内のアンケート回答用紙（エクセルファイル）に入力して行ってください（詳細は、同封されている「回答作成方法等」を参照してください）。
- 平成28年4月末日時点の状況を回答してください。
- 回答に際して参考となる資料（貴団体のコンプライアンス・マニュアルや研修資料等）があれば、提出してください。

貴団体の概要

1 貴団体の団体名等	
団体名	回答用紙に入力してください。
事務局長所在地	回答用紙に入力してください。

※ 貴団体の団体名等については、無回答でも構いません。

2 貴団体の概要等

ア 貴団体の役員の数（うち常勤役員数）を回答してください。

役員数	うち常勤役員数
回答用紙に入力してください。	回答用紙に入力してください。

イ 貴団体の事務局員数を回答してください。

事務局員数
回答用紙に入力してください。

ウ 貴団体の構成事業者（貴団体の構成者である事業者^(注)をいいます。以下同じ。）の数を回答してください。

(注) 事業者とは、商業、工業、金融業その他の事業（公益事業を含む。）を行う者をいい、法人のみならず個人事業者も含まれます。また、法人の場合には法人形態を問わず、非営利法人も含まれます。

構成事業者の数

構成事業者の数
回答用紙に入力してください。

エ 貴団体の構成事業者の数について、資本金等の額別に回答してください。

1000万円以下	1000万円超 5000万円以下	5000万円超 1億円以下	1億円超 3億円以下
回答用紙に入力してください。	回答用紙に入力してください。	回答用紙に入力してください。	回答用紙に入力してください。
3億円超 10億円以下	10億円超 50億円以下	50億円超 100億円以下	100億円超
回答用紙に入力してください。	回答用紙に入力してください。	回答用紙に入力してください。	回答用紙に入力してください。

オ 貴団体の構成事業者の主たる事業^(注)について、次表の「日本標準産業分類」（平成26年4月1日施行）に従って、該当するアルファベットを回答してください。

(注) 「貴団体の構成事業者の主たる事業」とは、例えば、貴団体の構成事業者に、正会員として〇〇の製造業者、賛助会員として〇〇の卸売業者が存在する場合は、「〇〇製造業」となります。以下同じ。

A 農業、林業	H 運輸業、郵便業	O 教育、学習支援業
B 漁業	I 卸売業、小売業	P 医療、福祉
C 鉱業、土石業、砂利採取業	J 金融業、保険業	Q 複合サービス事業
D 建設業	K 不動産業、物品賃貸業	R サービス業（他に分類されないもの）
E 製造業	L 学術研究、専門・技術サービス業	S 公務（他に分類されるものを除く）
F 電気・ガス・熱供給・水道業	M 宿泊業、飲食サービス業	T 分類不能の産業
G 情報通信業	N 生活関連サービス業、娯楽業	

カ 貴団体の構成事業者の主たる事業^(注)に関する、業界全体の事業者数に占める貴団体の構成事業者の数の割合について、次表の分類に従って、該当するアルファベットを回答してください。

A 100%	B 100%未満 95%以上	C 95%未満 90%以上	D 90%未満 75%以上
E 75%未満 50%以上	F 50%未満	G 不明	

キ 貴団体の構成事業者の主たる事業^(注)に関する、業界全体の売上高等に占める貴団体の構成事業者の売上額等の割合について、次表の分類に従って、該当するアルファベットを回答してください。

A 100%	B 100%未満 95%以上	C 95%未満 90%以上	D 90%未満 75%以上
E 75%未満 50%以上	F 50%未満	G 不明	

ク 貴団体の構成事業者となるための要件について、以下の選択肢からお選びください。(複数選択可)

- ① 団体の趣旨に賛同するものであることが必要
- ② 構成事業者の推薦が必要
- ③ 他の構成事業者の一定数又は全ての者の同意が必要
- ④ 社会的信用が必要
- ⑤ 行政庁の許可、免許又は行政庁への登録、届出が必要
- ⑥ 国内での営業経験、国内での製造設備が必要
- ⑦ 日本人であることが必要
- ⑧ 一定の事業経験が必要
- ⑨ 一定の事業規模が必要
- ⑩ 特になし
- ⑪ その他 (具体的に記載してください。)

団体役員向け独占禁止法コンプライアンスに関する取組

問1 独占禁止法コンプライアンスの取組全般

貴団体は、独占禁止法に関するコンプライアンス (以下「独占禁止法コンプライアンス」という。) について、何らかの取組を行っていますか。一つだけお選びください。

- ① 行っている。[→問1-2へ]
- ② 行っていない。[→問1-3へ]

問1-2

問1で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体が取組を行った契機について、以下の選択肢からお選びください。(複数選択可)

- ① 構成事業者から要望があったため
- ② 団体役員から提案があったため
- ③ 独占禁止法違反で行政処分等を受けたため (構成事業者が受けた場合も含む。)
- ④ その他 (具体的に記載してください。)

問1-3

問1で選択肢②を選択した方にお伺いします。貴団体が取組を行っていない理由について、以下の選択肢からお選びください。(複数選択可)

- ① 問題が発生していないため
- ② 必要性を感じないため
- ③ 取り組み体制 (予算、人員等) がないため
- ④ 専門知識がなくどんな取組をしているのか分からないため
- ⑤ 構成事業者からの要望がないため
- ⑥ 構成事業者が対応すべき問題と考えているため
- ⑦ その他 (具体的に記載してください。)

問2 独占禁止法コンプライアンスに対する代表者のコミットメント

貴団体の代表者は、貴団体自身が独占禁止法について遵守すべきことを伝えるためにどのような取組を行っていますか。(複数選択可)

- ① 取組を行っていない。
- ② 独占禁止法には直接言及していないが、コンプライアンスを呼び掛けるメッセージを周知している。
- ③ 独占禁止法コンプライアンスに関するメッセージを文字情報として周知している (コンプライアンス・マニュアル、刊行物等における記載や、イントラネット等における掲示を含む。)
- ④ 独占禁止法に関する研修の席上等において、直接、独占禁止法コンプライアンスに関するメッセージを伝えている。
- ⑤ その他 (具体的に記載してください。)

問2-2

貴団体の代表者による独占禁止法コンプライアンスのコミットメントに関して、その取組状況を具体的に記載してください。また、代表者によるコメントを発信したことやその内容を工夫したことにより、独占禁止法コンプライアンス上良い影響・結果が生じた事例、逆に、コメントを発信しなかったことやその内容が不十分であったことにより、悪い影響・結果が生じた事例 (そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合は、その内容も記載してください。)

【取組状況や取組に係る影響・結果の例】

- パンフレットや会員向けホームページに独占禁止法コンプライアンスに関する団体代表者のメッセージを掲載しているものの、会員の面前で直接的にメッセージを発信することはなかったため、多くの会員はメッセージの存在を知らないままであった。
- 様々な機会を捉えて、繰り返しメッセージを発信し続けることにより、会員や団体役員は、団体として独占禁止法コンプライアンスに本気で取り組んでいることを実感するようになった。

※ 料内の例は、貴団体における事例を記載していただく際の便宜に付すため、参考として例示したものであり、必ずしもこれらに即して記載していただく必要はありません。また、これらは紙面の都合上簡潔に記載しているところ、回答に当たっては、なるべく詳細な記載をお願いいたします。(以下同じ。)

問3 法務・コンプライアンス担当部署等の設置状況

貴団体は、法務・コンプライアンス担当部署^(注)を設置していますか。一つだけお選びください。

- ① 設置している (法務・コンプライアンス業務のみを担当している。)
- ② 設置している (庶務業務等のいわゆる総務業務も併せて担当している。)
- ③ 法務・コンプライアンス担当部署を設置していない。[→問3-4へ]
- ④ その他 (担当部署名及びその部署の性格について具体的に記載してください。)

(注)「法務・コンプライアンス担当部署」とは、名称にかかわらず、職員が法令違反等に関与することを防止するための業務 (法令違反等を把握するための取組や実際に問題が生じた場合の対応を含みます。) を行っている部署をいいます。いわゆる法務担当部署やコンプライアンス担当部署が存在しない場合でも、例えば総務担当部署がその役割を担っている場合は、当該総務担当部署がこれに該当します。

問3-2

問3で選択肢①、②及び④のいずれかを選択した方にお伺いします。貴団体では、法務・コンプライアンス担当部署において、独占禁止法に関する担当者（兼務を含む。）を決めていますか。一つだけお選びください。

- ① 決めている。
- ② 決めていない。

問3-3

貴団体には、独占禁止法に関する法務・コンプライアンスを担当する役員(注)（専務理事等との兼務を含む。）はいいますか。一つだけお選びください。

- ① いる。
- ② いない。

(注) 役員とは、理事若しくはこれに準ずる者をいいます。

問3-4

貴団体の法務・コンプライアンス担当部署、担当者及び担当役員の設置に関して、その取組状況を具体的に記載してください。また、貴団体が法務・コンプライアンス担当部署、担当者及び担当役員を設置したことやその内容を工夫したことにより、独占禁止法コンプライアンス上良い影響・結果が生じた事例、逆に、設置しなかったことやその内容が不十分であったことにより、悪い影響・結果が生じた事例（そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合は、その内容も記載してください。）があれば、具体的に記載してください。

【取組状況や取組に係る影響・結果の例】

- 独占禁止法関連業務の担当者を指定したことにより、関連する知識や情報の一元的集積・管理が進み、より効果的な業務遂行が可能となった。
- 担当役員を指名することにより、団体における法務・コンプライアンス業務の位置付けが高まるとともに、責任の所在が明確になった。

問4 下部組織との連携

貴団体には、下部組織（貴団体とは別組織として、ブロック別、都道府県別やそれより小さい単位で設置されたもの。名称は問いません。）はありますか。一つだけお選びください。

- ① ある。
- ② ない。[→問5へ]

問4-2

問4で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体の下部組織は、独占禁止法コンプライアンスについて、何らかの取組を行っていますか。一つだけお選びください。

- ① 行っている。
- ② 行っていない。
- ③ 分からない。

問4-3

貴団体は、下部組織における独占禁止法コンプライアンスの取組に関与していますか。（複数選択可）

- ① 関与していない。
- ② 当団体の代表者が下部組織にも独占禁止法コンプライアンスに関するメッセージを周知している。
- ③ 下部組織にも法務・コンプライアンス担当部署を設置させ、独占禁止法に関する情報等を共有する取組をしている。
- ④ 当団体と下部組織とで独占禁止法に関するコンプライアンス・マニュアルを共有し、又は当団体のマニュアルを参考に各自のマニュアルを策定させている。
- ⑤ 当団体が下部組織に独占禁止法に関する研修を実施させている。
- ⑥ 下部組織の役員及び構成事業者を当団体の独占禁止法に関する研修に参加させている。
- ⑦ 当団体の内部通報窓口（法令や職員規定等に違反するような行為に関する職員による通報又は自主申告を受け付ける窓口。以下同じ。）の利用者に、下部組織の役員も含まれている。
- ⑧ 下部組織の役員及び構成事業者も利用できる相談窓口（独占禁止法上の疑義が生じたときに問題になるかなどを相談できる窓口。以下同じ。）を当団体に設置している。
- ⑨ 下部組織の独占禁止法に関する監査を当団体が実施している。
- ⑩ その他（具体的に記載してください）。

問4-4

貴団体の下部組織との連携に関して、その取組状況を具体的に記載してください。また、貴団体が下部組織と連携したことやその内容を工夫したことにより、独占禁止法コンプライアンス上良い影響・結果が生じた事例、逆に、連携しなかったことやその内容が不十分であったことにより、悪い影響・結果が生じた事例（そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合は、その内容も記載してください。）があれば、具体的に記載してください。

【取組状況や取組に係る影響・結果の例】

- 当団体では下部組織の独占禁止法コンプライアンスの取組状況を把握していなかったこともあり、一部の下部組織において独占禁止法違反行為が発生してしまっ。このため、全ての下部組織に対して独占禁止法コンプライアンスの取組を行うよう指示するとともに、毎年、当団体主催の独占禁止法に関する研修会に、全ての下部組織の役員を参加させている。

問5 独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定

貴団体は、貴団体自身が独占禁止法について遵守すべきことを記載したコンプライアンス・マニュアル（名称は問いません。）を策定していますか。一つだけお選びください。

- ① 策定している。
- ② 策定していない。[→問5-4へ]

問5-2

問5で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体ではコンプライアンス・マニュアルの策定に当たり、第三者に相談していますか。（複数選択可）

- ① 誰にも相談せず独力で策定している。
- ② 外部組織（法律事務所等）に相談し、策定している。
- ③ 所管官庁に相談し、策定している。
- ④ その他（具体的に記載してください。）

問5-3

貴団体が策定したコンプライアンス・マニュアルに記載されている内容について、以下の選択肢からお選びください。（複数選択可）

- ① 独占禁止法の遵守に係るコンプライアンスの体制について
- ② 団体が行っている全ての活動に際しての独占禁止法上の禁止事項について
- ③ 独占禁止法の遵守に係る構成事業者が参加する会合（貴団体が主催するゴルフコンペ、懇親会等を含みます。）の運営方法について
- ④ 統計業務（当該産業に関する統計情報を収集・管理・提供する業務。以下同じ。）における独占禁止法の遵守について
- ⑤ 自主規制等（構成事業者の事業活動について自主的な基準・規約等を設定し、その利用・遵守を申し合わせるような活動。以下同じ。）における独占禁止法の遵守について
- ⑥ 自主認証・認定等（自主規制等に適合することの認証・認定等を行い、認証・認定等した場合に事業者がそれを証する表示を行わせる等の活動。以下同じ。）における独占禁止法の遵守について
- ⑦ 経営指導（構成事業者の経営上の知識等に係る相対的な不足を補うため経営上の指導を行う活動。以下同じ。）における独占禁止法の遵守について
- ⑧ 共同事業（構成事業者の共同による事業活動の性格を持つ事業。例えば、共同の広報宣伝活動や福利厚生活動、施設・設備の共有、共同研究開発、共同購入、共同販売、共同輸送等。以下同じ。）における独占禁止法の遵守について
- ⑨ 独占禁止法の遵守に係る研修の実施について
- ⑩ 独占禁止法の遵守に係る役職員の懲戒等について
- ⑪ 独占禁止法の遵守に係る監査の実施について
- ⑫ その他（具体的に記載してください。）

問5-4

貴団体の独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定に関して、その取組状況を具体的に記載してください。また、独占禁止法コンプライアンス・マニュアルを策定したことやその内容を工夫したことにより、独占禁止法コンプライアンス上良い影響・結果が生じた事例、逆に、マニュアルを策定しなかったことやその内容が不十分であったことにより、悪い影響・結果が生じた事例（そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合は、その内容も記載してください。）があれば、具体的に記載してください。

【取組状況や取組に係る影響・結果の例】

- 会員から要望が寄せられたことを契機として独占禁止法コンプライアンス・マニュアルを策定したところ、役職員の独占禁止法コンプライアンスに対する意識が向上した。

問6 独占禁止法研修の実施

貴団体は、貴団体の役員員に対して、独占禁止法に関する研修を実施していますか。一つだけお選びください。

- ① 実施している。
- ② 実施していない。〔→問6-4へ〕

問6-2

問6で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体ではどの程度の頻度で研修を実施していますか。一つだけお選びください。

- ① 年1回実施している。
- ② 年2回以上実施している。
- ③ 実施したことはあるが、不定期開催となっている。
- ④ その他（具体的に記載してください。）

問6-3

貴団体が実施している研修の方法について、以下の選択肢からお選びください。（複数選択可）

- ① 外部組織（法律事務所、企業研修会社等）が主催する研修に参加させている。
- ② 貴団体が主催する研修（③を除きます。）を実施している。
- ③ e-ラーニングによる研修を実施している。
- ④ その他（具体的に記載してください。）

問6-4

貴団体の研修の実施に関して、その取組状況を具体的に記載してください。また、研修を実施することやその内容を工夫したことにより、独占禁止法コンプライアンス上良い影響・結果が生じた事例、逆に、研修を実施しなかったことやその内容が不十分であったことにより、悪い影響・結果が生じた事例（そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合は、その内容も記載してください。）があれば、具体的に記載してください。

【取組状況や取組に係る影響・結果の例】

- 事業者団体の活動は、同業者同士が接触する機会を提供するものであり、独占禁止法上のリスクが高いと認識している。このため、法律事務所に委託し、年に1回、団体役員員向けの独占禁止法に関する研修を行っている。
- 研修においては、関連業界における独占禁止法違反事件を事例として取り上げるなどして説明を行い、身近な問題であることを認識させるようにしている。

問7 法務相談体制の整備

貴団体は、貴団体の役員員が利用できる法務相談窓口（貴団体が行う業務について独占禁止法に抵触するか否か疑問や不安を感じた場合、相談を受け付ける窓口）を設けていますか。（複数選択可）

- 問9 独占禁止法監査の実施**
- 貴団体は、独占禁止法に関する監査（他の法令に関する監査と同時に進行する場合を含みます。）を実施していますか。二つだけお選びください。
- ① 実施している。
 - ② 実施していない。〔→問9-3へ〕

- 問9-2**
- 問9で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体の監査で独占禁止法コンプライアンスの観点から違反につながる可能性のある事例（公正取引委員会が何らかの措置を採ったものかどうかを問わず、独占禁止法違反につながる可能性がある）と貴団体が判断したものを含みます。が、発見されたことはありますか。（複数選択可）
- ① ない。
 - ② カルテール・入札談合につながる可能性のある事例が発見された。
 - ③ その他（具体的に記載してください。）

- 問9-3**
- 貴団体の監査の実施に関して、その取組状況を具体的に記載してください。また、監査を実施していることやその内容を工夫したことにより、独占禁止法コンプライアンス上良い影響・結果が生じた事例、逆に、監査を実施していなかったことやその内容が不十分であったことにより、悪い影響・結果が生じた事例（そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合は、その内容も記載してください。）があれば、具体的に記載してください。

【取組状況や取組に係る影響・結果の例】

- 都道府県に所在する下部組織の監査を行った際、独占禁止法違反につながるおそれのある会議事録が発見された。このため、事実関係を詳細に調査したところ、結果的には問題ないことが確認できた。
- 監査時に役職員のメールアドレスを確認している。

- 問10 内部通報制度の整備**
- 貴団体は、貴団体の役職員が利用できる内部通報窓口（法令等に違反するような行為に関する団体役員による通報を受け付ける窓口〔以下「内部通報窓口」といいます。〕を設けていますか。（複数選択可）
- ① 設けていない。
 - ② 団体内に内部通報窓口を設けている。
 - ③ 団体外（法律事務所等）に内部通報窓口を設けている。
 - ④ その他（具体的に記載してください。）

- ① 設けていない。
- ② 団体内に法務相談窓口を設けている。
- ③ 団体外（法律事務所等）に法務相談窓口を設けている。
- ④ その他（具体的に記載してください。）

- 問7-2**
- 貴団体の法務相談体制の整備に関して、その取組状況を具体的に記載してください。また、法務相談体制を整備していることやその内容を工夫したことにより、独占禁止法コンプライアンス上良い影響・結果が生じた事例、逆に、整備していなかったことやその内容が不十分であったことにより、悪い影響・結果が生じた事例（そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合は、その内容も記載してください。）があれば、具体的に記載してください。

【取組状況や取組に係る影響・結果の例】

- 独占禁止法に限定したものではないが、他の法律と共通の法務相談窓口を設けている。
- 法務相談の結果、独占禁止法に抵触するおそれがあると判断し、相談が寄せられた業務内容を変更させたことがある。

- 問8 懲戒ルールの整備**
- 貴団体では、貴団体の役職員が独占禁止法違反行為に関与した場合、当該役職員等は懲戒の対象になりますか。二つだけお選びください。
- ① 懲戒の対象にはならない。
 - ② 独占禁止法違反行為に関与した役職員又はその役職員の業務に管理監督責任を有する者が懲戒の対象になり得ることが明記されている。
 - ③ 独占禁止法とは明記していないが、法令違反は懲戒の対象となり得ることが明記されており、独占禁止法違反行為に関与した役職員又はその役職員の業務に管理監督責任を有する者が懲戒の対象となり得る。
 - ④ 法令違反が懲戒の対象になり得ることを明記していないが、独占禁止法違反行為に関与した役職員又はその役職員の業務に管理監督責任を有する者が懲戒の対象となり得る。
 - ⑤ その他（具体的に記載してください。）

- 問8-2**
- 貴団体の懲戒ルールの整備に関して、その取組状況を具体的に記載してください。また、懲戒ルールを整備していることやその内容を工夫したことにより、独占禁止法コンプライアンス上良い影響・結果が生じた事例、逆に、整備していなかったことやその内容が不十分であったことにより、悪い影響・結果が生じた事例（そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合は、その内容も記載してください。）があれば、具体的に記載してください。

【取組状況や取組に係る影響・結果の例】

- 事業者団体の活動の中で独占禁止法違反行為を引き起こした団体役員は懲戒処分の対象になることを就業規則に明記している。
- 独占禁止法違反行為に関与した職員のみならず上司も処分を受けていることが職員に周知されるよう、処分内容は公表している。

問 10-2

貴団体の内部通報制度の整備に関して、その取組状況を具体的に記載してください。また、内部通報制度を整備していることやその内容を工夫したことにより、独占禁止法コンプライアンス上良い影響・結果が生じた事例、逆に、内部通報制度を整備していなかったことやその内容が不十分であったことにより、悪い影響・結果が生じた事例（そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合は、その内容も記載してください。）があれば、具体的に記載してください。

【取組状況や取組に係る影響・結果の例】

- 独占禁止法に限定したのではないが、外部の専門業者に委託することにより、他の法律と共通の内部通報制度を構築している。

【取組状況や取組に係る影響・結果の例】

- 同業者である会員が一同に介すること自体にリスクがあると認識しており、会合時のみならず、会合の前後も含めて、会員が集まる際には必ず団体職員が参加する必要があることを明文化している。
- 団体の会議室を利用して会員がカルテルを行ってしまったことから、会員による会議室の利用を制限している。
- 会合の議事録については、法務・コンプライアンス部署の職員がその内容を定期的にチェックしている。

問 12 統計業務

貴団体は、統計業務（当該産業に関する統計情報を収集・管理・提供する業務）を行っていませんか。一つだけお選びください。

- ① 行っている。
- ② 行っていない。〔→問 13へ〕

問 12-2

問 12 で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体は、統計業務を行うに際し、独占禁止法上問題がないか、事前に公正取引委員会や法律事務所等に相談していますか。一つだけお選びください。

- ① 相談している。
- ② 相談していない。

問 12-3

貴団体は、統計業務に関するルールを定めていますか。一つだけお選びください。

- ① 定めている。
- ② 定めていない。〔→問 12-6へ〕

問 12-4

問 12-3 で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体が定めているルールにおいて、情報管理の観点から留意すべき事項としてどのようなものを定めていますか。以下の選択肢からお選びください。（複数選択可）

- ① 統計業務を第三者機関に委託している。
- ② 統計業務に携わる者を限定している（構成事業者には関与させない。）。
- ③ 統計業務に携わる者（構成事業者から貴団体への出向者を含む。）から誓約書を提出させている。
- ④ アクセス制限を行うなどの情報管理を徹底している。
- ⑤ その他（具体的に記載してください。）
- ⑥ 情報管理の観点から留意すべき事項を定めていない。

問 11-2

貴団体の内部通報制度の整備に関して、その取組状況を具体的に記載してください。また、内部通報制度を整備していることやその内容を工夫したことにより、独占禁止法コンプライアンス上良い影響・結果が生じた事例、逆に、内部通報制度を整備していなかったことやその内容が不十分であったことにより、悪い影響・結果が生じた事例（そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合は、その内容も記載してください。）があれば、具体的に記載してください。

【取組状況や取組に係る影響・結果の例】

- 独占禁止法に限定したのではないが、外部の専門業者に委託することにより、他の法律と共通の内部通報制度を構築している。

団体の具体的な活動に係る独占禁止法コンプライアンスに関する取組

問 11 会合の運営

貴団体は、構成事業者が参加する会合（貴団体が主催するゴルフコンペ、懇親会等を含みます。）の運営に関するルール（具体的な内容については下記問 11-2 を参照。）を定めていますか。一つだけお選びください。

- ① 定めている。
- ② 定めていない。〔→問 11-3へ〕

44

問 11-2

問 11 で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体が定めているルールについて、以下の選択肢からお選びください。（複数選択可）

- ① 会合の開会時に独占禁止法違反行為を行わないよう宣言する。
- ② 会合に貴団体の職員が出席する。
- ③ 営業業務に携わる者は会合に出席させない。
- ④ 会合において禁止される議題を定めている。
- ⑤ 会合で使用する議題、資料等について事前に貴団体の職員が確認する。
- ⑥ 会合で独占禁止法上問題となるおそれがある話題が出た場合の措置を定めている。
- ⑦ 会合の議事録を作成し、保管する。
- ⑧ その他（具体的に記載してください。）

問 1 2 - 5

問 1 2 - 3 で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体が定めているルールにおいて、提供の方法等の観点から留意すべき事項としてどのようなものを定めていますか。以下の選択肢からお選びください。(複数選択可)

- ① 構成事業者別の情報の作成・提供を禁止している。
- ② 現在の情報又は将来の予測情報の作成・提供を禁止している。
- ③ 成果物たる統計データを顧客・需要者を含め広く提供している。
- ④ 構成事業者にデータの提供を強制しないようにしている。
- ⑤ その他 (具体的に記載してください。)
- ⑥ 情報の提供方法等の観点から留意すべき事項を定めていない。

問 1 2 - 6

貴団体の統計業務に関するルールの整備に関して、その取組状況を具体的に記載してください。また、統計業務に関するルールを定めていることやその内容を工夫したことにより、独占禁止法コンプライアンス上良い影響・結果が生じた事例、逆に、ルールを定めていなかったことやその内容が不十分であったことにより、悪い影響・結果が生じた事例 (そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合は、その内容も記載してください。)があれば、具体的に記載してください。

【取組状況や取組に係る影響・結果の例】

- 事業者間に現在又は将来の価格についての共通の目安を与えるようなことにならないよう作成・提供する統計情報は概括的な内容としている。
- 統計情報の収集・管理・提供業務に会員が関与しないよう統計業務については第三者機関に外部委託している。
- 当団体の役職員は会員からの出向者で占められているため、出向中及び出向後も出向元に対して情報を伝えることがないよう誓約書を提出させている。

問 1 3

自主規制等、自主認証・認定等
貴団体は、自主規制等 (構成事業者の事業活動について自主的な基準・規約等を設定し、その利用・遵守を申し合わせるような活動) を行っていますか。(複数選択可)

- ① 商品又は役務の種類、品質、規格等に関する自主規制等を行っている。
- ② 営業の種類、内容、方法等 (例えば、営業時間、取扱商品、表示等) に関する自主規制等を行っている。
- ③ その他 (具体的に記載してください。)
- ④ 行っていない。[→問 1 4へ]

問 1 3 - 2

問 1 3 で選択肢①から③のいずれかを選択した方にお伺いします。貴団体は、自主規制等を行うに際し、独占禁止法上問題がないか、事前に公正取引委員会や法律事務所等に相談していますか。一つだけお選びください。

- ① 相談している。
- ② 相談していない。

問 1 3 - 3

貴団体は、自主規制等の活動に関するルールを定めていますか。一つだけお選びください。

- ① 定めている。
- ② 定めていない。[→問 1 3 - 5へ]

問 1 3 - 4

問 1 3 - 3 で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体が定めているルールの内容について、以下の選択肢からお選びください。(複数選択可)

- ① 自主規制等の活動を行うに際しては、構成事業者等からの十分な意見聴取等を行う。
- ② 特定の事業者に対して差別的な内容の自主規制等を行わない。
- ③ 自主規制等の利用・遵守については、構成事業者の任意の判断とし、強制しない。
- ④ 自主規制等の内容は消費者の安全の確保、環境問題への対処など真に公益に関するものに限定している。
- ⑤ 自主規制等の内容は、顧客・需要者の利益にかなうものに限定している。
- ⑥ その他 (具体的に記載してください。)

問 1 3 - 5

問 1 3 で選択肢①から③のいずれかを選択した方にお伺いします。貴団体は、自主認証・認定等 (自主規制等に適合することの認証・認定等を行い、認証・認定等した場合に事業者それぞれを証する表示を行わせる等の活動) を行っていますか。一つだけお選びください。

- ① 行っている。
- ② 行っていない。[→問 1 3 - 9へ]

問 1 3 - 6

問 1 3 - 5 で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体は、自主認証・認定等を行うに際し、独占禁止法上問題がないか、事前に公正取引委員会や法律事務所等に相談していますか。一つだけお選びください。

- ① 相談している。
- ② 相談していない。

問 1 3 - 7

貴団体は、自主認証・認定等の活動に関するルールを定めていますか。一つだけお選びください。

- ① 定めている。
- ② 定めていない。[→問 1 3 - 9へ]

問 13-8

問 13-7 で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体が定めているルールの内容について、以下の選択肢からお選びください。(複数選択可)

- ① 自主認証・認定等の活動を行うに際しては、構成事業者等からの十分な意見聴取等を行う。
- ② 自主認証・認定等の利用については、構成事業者の任意の判断とし、強制しない。
- ③ 特定の事業者による自主認証・認定等の利用を正当な理由なく制限しない。
- ④ 自主認証・認定等の内容は消費者の安全の確保、環境問題への対処など真に公益に関するものに限定している
- ⑤ 自主認証・認定等の内容は、顧客・需要者の利益にかなうものに限定している。
- ⑥ その他 (具体的に記載してください。)

問 13-9

貴団体の自主規制等、自主認証・認定等の活動に関するルールの整備に関して、その取組状況を具体的に記載してください。また、自主規制等、自主認証・認定等の活動に関するルールを定めていることやその内容を工夫したことにより、独占禁止法コンプライアンス上良い影響・結果が生じた事例、逆に、ルールを定めていなかったことやその内容が不十分であったことにより、悪い影響・結果が生じた事例(そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合は、その内容も記載してください)があれば、具体的に記載してください。

【取組状況や取組に係る影響・結果の例】

- 自主規制等の利用・遵守については、会員の任意の判断とし、これを強制することがないよう注意している。
- 特定の事業者による自主認証・認定等の利用を正当な理由なく制限することのないよう注意している。

問 14

貴団体は、経営指導 (構成事業者の経営上の知識等に係る相対的な不足を補うため経営上の指導を行う活動) を行っていますか (第三者機関に委託している場合も含みます)。一つだけお選びください。

- ① 行っていない。
- ② 行っていない。(→問 15へ)

問 14-2

問 14 で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体は、経営指導を行うに際し、独占禁止法上の問題がないか、事前に公正取引委員会や法律事務所等に相談していますか。一つだけお選びください。

- ① 相談している。
- ② 相談していない。

問 14-3

貴団体は、経営指導に関するルールを定めていますか。一つだけお選びください。

- ① 定めている。
- ② 定めていない。(→問 14-5へ)

問 14-4

問 14-3 で選択肢①を選択した方にお伺いします。貴団体が定めているルールの内容について、以下の選択肢からお選びください。(複数選択可)

- ① 経営指導の内容について禁止事項を定めている。
- ② 経営指導で得た構成事業者の営業上の秘密に係る情報を他の構成事業者に伝えることを禁止している。
- ③ 構成事業者の求めに応じて行うこととし、強制しない。
- ④ 構成事業者が供給する商品又は役務の価格等の重要な競争手段に関しては、目安を与えるような指導は行わない。
- ⑤ 経営に関する一般的な知識の普及及び技能の訓練に内容を限定している。
- ⑥ その他 (具体的に記載してください。)

問 14-5

貴団体の経営指導に関するルールの整備に関して、その取組状況を具体的に記載してください。また、経営指導に関するルールを定めていることやその内容を工夫したことにより、独占禁止法コンプライアンス上良い影響・結果が生じた事例、逆に、ルールを定めていなかったことやその内容が不十分であったことにより、悪い影響・結果が生じた事例(そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合は、その内容も記載してください)があれば、具体的に記載してください。

【取組状況や取組に係る影響・結果の例】

- 価格や生産数量に関する経営指導は行わないことなどをあらかじめルール化していること自体が、役員及び会員が独占禁止法コンプライアンスを意識するよききっかけとなっている。

問 15

貴団体は、共同事業 (構成事業者の共同による事業活動の性格を持つ事業。例えば、共同の広報宣伝活動や福利厚生活動、施設・設備の共有、共同研究開発、共同購入、共同販売、共同輸送等) を行っていますか。(複数選択可)

- ① 行っていない。(→問 16へ)
- ② 中小企業者による法律に基づく協同組合として共同経済事業を行っている。
- ③ 当該産業全体への理解増進のための広報宣伝活動、福利厚生活動等に関する共同事業を行っている。
- ④ 顧客の利便等のための共同駐車場や共同展示施設の設置等施設・設備の共有を行っている。
- ⑤ 共同して新製品の研究開発を行っている。
- ⑥ その他 (具体的に記載してください。)

問 15-2

問 15-5 で選取肢②から⑥のいずれかを選取した方にお伺いします。貴団体は、共同事業を行う際に、独占禁止法上問題がないか公正取引委員会や法律事務所等に相談していますか。一つだけお選びください。

- ① 相談している。
- ② 相談していない。

問 15-3

貴団体は、共同事業に関するルールを定めていますか。一つだけお選びください。

- ① 定めている。
- ② 定めていない。〔→問 15-5へ〕

問 15-4

問 15-3 で選取肢①を選取した方にお伺いします。貴団体が定めているルールの内容について、以下の選取肢からお選びください。(複数選択可)

- ① 市場における競争に対する影響が乏しい性格の共同事業（当該産業全体への理解増進のための広報宣伝活動、福利厚生活動等）に限定している。
- ② 構成事業者が共同事業の参加又は利用を強制しない。
- ③ 共同事業に参加する又は利用する構成事業者と参加しない又は利用しない構成事業者との間で差別的な取扱いをしない。
- ④ 共同駐車場や共同展示施設の設定等顧客・需要者の利便にかなうものに限定している。
- ⑤ 共同事業を通じて、共同事業とは関係ない構成事業者の営業上の秘密に係る情報が交換されることを禁止している。
- ⑥ その他（具体的に記載してください）。

構成事業者向け独占禁止法コンプライアンスに関する支援の取組

問 16 構成事業者向け独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定支援

貴団体は、貴団体の構成事業者に対して、独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定を支援していますか。(複数選択可)

- ① 支援していない。
- ② 団体としてマニュアルのモデル案を策定し、構成事業者に提示している。
- ③ 構成事業者からのマニュアル策定に係る相談に個別に対応している。
- ④ その他（具体的に記載してください）。

問 16-2

貴団体の構成事業者向け独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定支援に関して、その取組状況を具体的に記載してください。また、構成事業者向け独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定支援を実施していることやその内容を工夫したことにより、独占禁止法コンプライアンス上の良い影響・結果が生じた事例、逆に、構成事業者向けマニュアルの策定支援を実施していなかったことやその内容が不十分であったことにより、悪い影響・結果が生じた事例（そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合は、その内容も記載してください）があれば、具体的に記載してください。

【取組状況や取組に係る影響・結果の例】

- 以前は、独占禁止法コンプライアンス・マニュアルを策定している会員は皆無であったが、平成△△年に発生した会員による独占禁止法違反事件の発生を受けて、団体としてマニュアル策定に関する会員からの相談に対応する体制を構築した。この結果、平成27年4月末時点で会員の約7割が独占禁止法コンプライアンス・マニュアルを策定するに至った。今後も、会員の独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定に関する支援を継続していく。

問 15-5

貴団体の共同事業に関するルールの整備に関して、その取組状況を具体的に記載してください。また、共同事業に関するルールを定めていることやその内容を工夫したことにより、独占禁止法コンプライアンス上良い影響・結果が生じた事例、逆に、ルールを定めていなかったことやその内容が不十分であったことにより、悪い影響・結果が生じた事例（そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合は、その内容も記載してください）があれば、具体的に記載してください。

【取組状況や取組に係る影響・結果の例】

- 資材の共同購入事業の利用について、強制はしていなかったものの明文化していなかったことから、ほとんどの会員は共同購入事業を利用していたが、利用が任意であることを明文化したことにより、自ら資材を仕入れる会員が増え、結果として、会員の取引先選択の幅が広がることになった。

問 17 構成事業者向け独占禁止法研修の実施

貴団体は、貴団体の構成事業者に対して、独占禁止法に関する研修を実施していますか。(複数選択可)

- ① 実施していない。
- ② 外部組織（法律事務所、企業研修会社等）が主催する研修に構成事業者を参加させている。
- ③ 貴団体が主催する構成事業者向け研修（④を除きます）を実施している。
- ④ e-ラーニングによる構成事業者向け研修を実施している。
- ⑤ その他（具体的に記載してください）。

問 17-2

貴団体の構成事業者向け研修の実施に関して、その取組状況を具体的に記載してください。また、構成事業者向け研修を実施していることやその内容を工夫したことにより、独占禁止法コンプライアンス上良い影響・結果が生じた事例、逆に、構成事業者向け研修を実施していなかったことやその内容が不十分であったことにより、悪い影響・結果が生じた事例（そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合は、その内容も記載してください）があれば、具体的に記載してください

い。

【取組状況や取組に係る影響・結果の例】

- 以前は、独占禁止法の存在すら認識していない会員もいたが、団体において、毎年、独占禁止法研修会を開催し、会員に受講させている。これによって会員の独占禁止法に対する理解度の向上につながったことが、現在まで違反事件の発生を防いでいる要因であると考えている。
- 会員が独占禁止法上問題となる行為を理解していなかった上、独自に独占禁止法研修を実施するノウハウがなかったところ、団体としても会員向け独占禁止法研修を実施していなかったことから、会員による独占禁止法違反事件の発生を未然に防止することができなかった。

問 1 8 構成事業者向け法務相談体制の整備

貴団体は、貴団体の構成事業者が利用できる法務相談窓口（構成事業者が行う業務について独占禁止法に抵触するか否か疑問や不安を感じた場合、相談を受け付ける窓口）を設けていますか。（複数選択可）

- ① 設けていない。
- ② 貴団体の法務・コンプライアンス部署が構成事業者からの相談を受け付けている。
- ③ 構成事業者からの相談窓口を外務組織（法律事務所等）に委託している。
- ④ その他（具体的に記載してください）。

問 1 8 - 2

貴団体の構成事業者向け法務相談体制の整備に関して、その取組状況を具体的に記載してください。また、構成事業者向け法務相談体制を整備していることやその内容を工夫したことにより、独占禁止法コンプライアンス上良い影響・結果が生じた事例、逆に、構成事業者向け法務相談体制を整備していなかったことやその内容が不十分であったことにより、悪い影響・結果が生じた事例（そうした経験を踏まえて何らかの取組や見直しを行った場合は、その内容も記載してください。）があれば、具体的に記載してください。

【取組状況や取組に係る影響・結果の例】

- 当団体の会員はいずれも中小企業であり、各会員が独自に法務相談体制を構築することは金銭的にも困難な面があることから、独占禁止法を含めた各法令に関する法務相談窓口を団体として外部に委託し、全ての会員が利用できるようにしている。

問 1 9 独占禁止法コンプライアンスに関する構成事業者向け支援の取組

貴団体が、前記のコンプライアンス・マニュアルの策定支援（問 1 6）、研修の実施（問 1 7）及び法務相談体制の整備（問 1 8）以外に、独占禁止法コンプライアンスに関する構成事業者向け支援の取組を行っている場合、支援している理由や支援内容等について、具体的に記載してください。

【記入例】

- 当団体と関連する業界において独占禁止法違反事件が発生した場合、事件の概要等を会員向けに発行している会報に掲載するなどし、会員への注意喚起を図っている。

独占禁止法コンプライアンスを推進する意義・課題

問 2 0 独占禁止法コンプライアンスを推進する意義

貴団体が独占禁止法コンプライアンスを推進する意義について、具体的に記載してください。

【記入例】

- 団体の活動に参加すること自体にカルテルを疑われるリスクがあると考えている。このため、多くの事業者に団体の活動に参加してもらうためには、団体としてのコンプライアンスを推進する必要があるものと考えている。

問 2 1 独占禁止法コンプライアンスを推進する上での課題

貴団体が独占禁止法コンプライアンスを推進する上で感じている課題等について、具体的に記載してください。

【記入例】

- 当団体の役員は基本的に会員からの出向者が占めており、通常 2 ～ 3 年で異動してしまうことから、独占禁止法コンプライアンスの取組を継続していくことが課題だと考えている。
- 独占禁止法コンプライアンス・マニュアルを策定したものの、会員が多いことから、これを周知徹底させることが難しい。

以上でアンケートは終了です。御協力ありがとうございました。